

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局 総務課認知症施策推進室・  
高齢者支援課・振興課・老人保健課

## 介護保険最新情報

今回の内容

指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定居宅介護支援事業所の指定に関する様式例について

計144枚（本紙を除く）

# Vol.680

## 平成30年9月28日

### 厚生労働省老健局

### 総務課認知症施策推進室・

### 高齢者支援課・振興課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3915)  
FAX：03-3591-0954

事 務 連 絡

平成 30 年 9 月 28 日

都道府県

各 指定都市 介護保険担当課（室） 御中

中 核 市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

高 齢 者 支 援 課

振 興 課

老 人 保 健 課

指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、  
指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所  
及び指定居宅介護支援事業所の指定に関する様式例について

介護保険法に基づく各種サービスの指定に関する様式例については、「指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定複合型サービス事業所、指定特定施設入居者生活介護事業所の指定に関する様式例について」（平成 24 年 3 月 13 日付厚生労働省老健局高齢者支援課・振興課・老人保健課事務連絡）、「指定居宅サービス事業所等の指定等に関する参考様式（案）について」（平成 18 年 2 月 28 日付厚生労働省老健局振興課事務連絡）、「地域密着型サービス事業所の指定に係る規則等の参考例について」（平成 18 年 2 月 20 日付厚生労働省老健局計画課事務連絡）及び「指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所及び介護保険施設の指定等に関する規則（参考例）」（平成 11 年 7 月 16 日付厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室長事務連絡）においてお示ししております。

このほど、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）において「介護サービス事業所に対して国及び自治体が求める帳票等の実態把握と当面の見直しを来年度中に実施するとともに、その後、事業所が独自に作成する文書も含めた更なる見直しを進め、帳票等の文書量の半減に取り組む」こととされ、各介護サービス事業所の指定申請に係る文書等を削減する観点から、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 30 年厚生労働省令第 80 号。以下「改正省令」という。）（別添）において、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の一部を改正したところとす。

改正省令の平成 30 年 10 月 1 日施行を受け、これまでお示ししていた様式例に下記の通り変更を生じるため、送付いたします。つきましては、様式例についてご参照いただくとともに、都道府県におかれましては、管内市町村に対し配布願います。

従前、様式例をもとに、各都道府県・市町村において適宜様式を改変いただいていたところではありますが、様式の共通化や業務負担の軽減を通じた生産性の向上を図る観点から、今般の取組の趣旨をご理解いただき、本様式例をご活用くださいますよう、お願いいたします。

なお、既に従来の様式を用いて指定申請の手続を進めている事業所につきましては、改めて本様式例にて申請いただく必要はございません。

## 記

### 第一 様式例の主な改変点

- 1 改正省令の施行に伴い、指定申請等にかかる文書の記載項目や添付書類の一部を削除することとしています。  
なお、改正省令中、削除している「介護支援専門員の氏名及びその登録番号」については、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」（平成 30 年厚生労働省令第 119 号）等において、指定申請の際の申請事項として引き続き求めることとしています。
- 2 人員及び設備基準の確認等、事業所の指定に際し必要な情報に限定し、重複した記載項目を省略することとしています。
- 3 ファイル形式について、Word 形式と Excel 形式が混在していたところ、Excel 形式に統一しています。
- 4 各項目記載時の負担軽減のため、一部項目について、該当項目をチェックボックスによって選択できるようにしています。
- 5 平成 26 年介護保険法改正による地域密着型通所介護の創設及び平成 29 年介護保険法改正による介護医療院の創設を受け、様式例中に地域密着型通所介護及び介護医療院を加えています。
- 6 平成 26 年介護保険法改正により、居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から市町村に移譲されたことを受け、居宅介護支援事業所の指定申請を都道府県向け提出様式から市町村向け提出様式に移行しています。

### 第二 その他の文書の削減について

報酬請求関連文書については、引き続き実態把握及び様式の見直しを行ってまいります。本事務連絡においてお示ししている参考様式 1（従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表）は報酬請求関連文書にも該当するため、必要に応じ更なる見直しを行う予定です。

以上

### 別添

- 1 指定居宅サービス事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所向け様式例
- 2 指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定居宅介護支援事業所向け様式例

1 指定居宅サービス事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所向け様式例

- ・ 第1号様式及び付表
- ・ 第2～10号様式
- ・ 添付書類一覧及び参考様式

第1号様式

指定居宅サービス事業所  
 指定介護予防サービス事業所  
 介護保険施設

指定(許可)申請書

年 月 日

知事 殿

(名称)

申請者

(代表者の職名・氏名)

印

介護保険法に規定する事業所(施設)に係る指定(許可)を受けたいので、下記のとおり、  
 関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ						
	名称						
	主たる事務所の所在地	(郵便番号	—	)	県	都市	
	連絡先	電話番号		FAX番号			
		Email					
申請者	代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ氏名		生年月日	
	代表者の住所	(郵便番号	—	)	県	都市	
指定(許可)を受けようとする事業所・施設の種類の種類	同一所在地において行う事業等の種類		指定(許可)申請対象事業等(該当事業に○)	既に指定(許可)を受けている事業等(該当事業に○)	指定(許可)申請をする事業等の開始予定年月日	様式	
	訪問介護				付表1		
	訪問入浴介護				付表2		
	訪問看護				付表3		
	訪問リハビリテーション				付表4		
	居宅療養管理指導				付表5		
	通所介護				付表6		
	通所リハビリテーション				付表7		
	短期入所生活介護				付表8		
	短期入所療養介護				付表9		
	特定施設入居者生活介護				付表10		
	福祉用具貸与				付表11		
	特定福祉用具販売				付表12		
	介護老人福祉施設				付表13		
	介護老人保健施設				付表14		
	介護医療院				付表15		
	指定介護予防訪問入浴介護				付表2		
	指定介護予防訪問看護				付表3		
	指定介護予防訪問リハビリテーション				付表4		
	指定介護予防居宅療養管理指導				付表5		
指定介護予防通所リハビリテーション				付表7			
指定介護予防短期入所生活介護				付表8			
指定介護予防短期入所療養介護				付表9			
指定介護予防特定施設入居者生活介護				付表10			
指定介護予防福祉用具貸与				付表11			
指定介護予防福祉用具販売				付表12			
介護保険事業者番号	: : : : : : : : : : :		(既に指定又は許可を受けている場合)				
医療機関コード等	: : : : : : : : : : :		(保険医療機関として指定を受けている場合)				

\* 裏面に記載に関しての備考があります。

- 備考
- 1 「指定(許可)申請対象事業等」「既に指定(許可)を受けている事業等」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
  - 2 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。
  - 3 既に居宅サービスまたは介護予防サービスのいずれか一方の指定をうけている事業者が、他方の居宅サービス又は介護予防サービスの指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称及び所在地」「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」「当該申請に係わる事業の開始予定年月日」「当該申請に関する事項」「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」「介護支援専門員の氏名及び登録番号」「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて届出を省略できます。また、既に介護予防サービス事業所の指定を受けている事業者が、介護給付のサービス事業所の指定を受ける場合においても同様に届出を省略できます。

付表 1 訪問介護事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号 - ) 県 郡市			
	連絡先	電話番号	FAX 番号		
		Email			
管理者	フリガナ	住所	(郵便番号 - )		
	氏名				
	生年月日				
	訪問介護員等との兼務の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)	名称	兼務する職種及び勤務時間等	.....	
○人員に関する基準の確認に必要な事項					
従業者の職種・員数		訪問介護員等			
		専従	兼務		
常勤(人)					
非常勤(人)					
常勤換算後の人数(人)					
利用者の推定数(人)					
サービス提供責任者	フリガナ	住所	(郵便番号 - )		
	氏名				
	フリガナ	住所	(郵便番号 - )		
	氏名				
添付書類	別添のとおり				

(訪問介護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

事業所	フリガナ			
	名称			
	所在地	(郵便番号 - ) 県 郡市		
	連絡先	電話番号	FAX 番号	
		Email		

- 備考
- 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
  - 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
  - 3 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。

(別添)

付表 1 訪問介護事業所の指定に係る記載事項 添付書類

	添付書類	参考様式
1	登記事項証明書又は条例等	
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1
3	サービス提供責任者の経歴	
4	平面図	参考様式2
5	運営規程	
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式4
7	誓約書	参考様式6

備考

3「サービス提供責任者の経歴」は、次の書類に代えることが可能です(通知「指定訪問介護事業者の指定申請等におけるサービス提供責任者の経歴に係る提出書類の取扱いについて」(平成20年7月29日老振発第0729002号))。

(1)介護福祉士の場合、「介護福祉士登録証」

(2)介護職員基礎研修課程修了者及び訪問介護に関する1級課程修了者の場合、「当該研修を修了した旨の証明書の写し」

(3)訪問介護に関する2級課程修了者の場合、「当該研修を修了した旨の証明書の写し」及び「3年以上介護等の業務に従事したことがわかる書類」



付表 2 訪問入浴・介護予防訪問入浴介護事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号 ー ) 県 都市			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
Email					
管理者	フリガナ		住所	(郵便番号 ー )	
	氏名				
	生年月日				
	当該訪問入浴介護事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)				
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)	名称			
	兼務する職種及び勤務時間等				
協力医療機関	名称		主な診療科名		
	名称		主な診療科名		
	名称		主な診療科名		
○人員に関する基準の確認に必要な事項					
従業者の職種・員数		看護職員	介護職員		
常勤(人)					
非常勤(人)					
利用者の推定数(人)					
添付書類		別添のとおり			

- 備考
- 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
  - 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。

(別添)

付表 2 訪問入浴・介護予防訪問入浴介護事業所の指定に係る記載事項 添付書類

	添付書類	参考様式
1	登記事項証明書又は条例等	
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1
3	平面図	参考様式2
4	設備・備品等一覧表	参考様式3
5	運営規程	
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式4
7	協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容	
8	誓約書	参考様式6

付表 3 訪問看護・介護予防訪問看護事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ							
	名称							
	所在地	(郵便番号 - ) 県 郡市						
	連絡先	電話番号			FAX番号			
	Email							
事業所種別	<input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 診療所 <input type="checkbox"/> 訪問看護ステーション							
管理者	フリガナ			住所	(郵便番号 - )			
	氏名							
	生年月日							
	※当該訪問看護事業所内で兼務する他の職種 (兼務の場合記入)							
	同一敷地内の他の事業所又は 施設の従業者との兼務(兼務の 場合記入)	名称			兼務する職種 及び勤務時間等			
○人員に関する基準の確認に必要な事項								
従業者の職種・員数		看護師		保健師		准看護師		理学・作業療法士・言語 聴覚士
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
常勤(人)								
非常勤(人)								
※常勤換算後の人数(人)								
添付書類		別添のとおり						

(訪問看護・介護予防訪問看護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

事業所	フリガナ							
	名称							
	所在地	(郵便番号 - ) 県 郡市						
	連絡先	電話番号			FAX番号			
	Email							

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。  
 2 ※欄は、訪問看護ステーションの場合のみ記入してください。  
 3 保険医療機関又は特定承認保険医療機関である病院又は診療所が行うものについては、法第 71 条第 1 項の規定により指定があったものとみなされるので、本申請の必要はありません。  
 4 管理者の兼務の状況については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。  
 5 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。

(別添)

付表 3 訪問看護・介護予防訪問看護事業所の指定に係る記載事項 添付書類

	添付書類	参考様式
1	登記事項証明書又は条例等	
2	病院・診療所の使用許可証等の写	
3	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1
4	訪問看護ステーション管理者の免許証の写	
5	平面図	参考様式2
6	運営規程	
7	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式4
8	誓約書	参考様式6

備考

2「病院・診療所の使用許可証等の写」は、病院・診療所において行う場合添付してください。この場合、4「訪問看護ステーション管理者の免許証の写」を添付する必要はありません。

付表4 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号 - ) 県          郡市			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
Email					
事業所種別		<input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 診療所 <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 介護医療院			
管理者	フリガナ			住所	(郵便番号 - )
	氏名				
	生年月日				
○人員に関する基準の確認に必要な事項					
従業者の職種・員数		理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	医師
常勤(人)					
非常勤(人)					
添付書類		別添のとおり			

備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。  
 2 保険医療機関又は特定承認保険医療機関である病院又は診療所が行うものについては、法第 71 条第 1 項の規定により指定があったものとみなされるので、本申請の必要はありません。

(別添)

付表4 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業所の指定に係る記載事項 添付書類

	添付書類	参考様式
1	登記事項証明書又は条例等	
2	病院・診療所の使用許可証等の写	
3	平面図	参考様式2
4	運営規程	
5	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式4
6	誓約書	参考様式6

備考

2「病院・診療所の使用許可証等の写」は、病院・診療所において行う場合添付してください。

付表5 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ					
	名称					
	所在地	(郵便番号 - ) 県 郡市				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
	Email					
事業所種別	<input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 診療所 <input type="checkbox"/> 薬局					
居宅療養管理指導の種類	<input type="checkbox"/> 医師又は歯科医師 <input type="checkbox"/> 薬剤師 <input type="checkbox"/> 歯科衛生士、保健師、看護師又は准看護師 <input type="checkbox"/> 管理栄養士					
管理者	フリガナ					
	氏名	住所	(郵便番号 - )			
	生年月日					
○人員に関する基準の確認に必要な事項						
従業者の職種・員数	医師	歯科医師	薬剤師	歯科衛生士	管理栄養士	
常勤(人)						
非常勤(人)						
添付書類	別添のとおり					

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。  
 2 保険医療機関又は特定承認保険医療機関である病院又は診療所若しくは保険薬局が行うものについては、法第 71 条第 1 項の規定により指定があったものとみなされるので、本申請の必要はありません。  
 3 「歯科衛生士」には、保健師、看護師、准看護師を含みます。

(別添)

付表5 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業所の指定に係る記載事項 添付書類

	添付書類	参考様式
1	登記事項証明書又は条例等	
2	病院・診療所の使用許可証等の写	
3	薬局の開設許可証の写	
4	平面図	参考様式2
5	運営規程	
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式4
7	誓約書	参考様式6

備考

2「病院・診療所の使用許可証等の写」は、病院・診療所において行う場合添付してください。

3「薬局の開設許可証の写」は、薬局において行う場合添付してください。



付表 6 通所介護(療養通所介護)事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号 - ) 県 郡市			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
		Email			
管理者	フリガナ	住所	(郵便番号 - )		
	氏名				
	生年月日				
	当該通所介護事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)				
	同一敷地内の他の事業所 又は施設の従業者との兼 務(兼務の場合のみ記入)	名称			
		兼務する職種 及び勤務時間等	-----		
○人員に関する基準の確認に必要な事項					
従業者の職種・員数		生活相談員	看護職員	介護職員	機能訓練指導員
常勤(人)					
非常勤(人)					
○設備に関する基準の確認に必要な事項					
食堂及び機能訓練室の合計面積			m <sup>2</sup>		
営業時間	単位ごとのサービス提供時間(送迎時間を除く)(① : ~ : ② : ~ : ③ : ~ : )				
利用定員	人(単位ごとの定員① 人 ② 人 ③ 人)				
添付書類	別添のとおり				

(通所介護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

事業所	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号 - ) 県 郡市			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
		Email			
○設備に関する基準の確認に必要な事項					
食堂及び機能訓練室の合計面積			m <sup>2</sup>		
営業時間	単位ごとのサービス提供時間(送迎時間を除く)(① : ~ : ② : ~ : ③ : ~ : )				
利用定員	人(単位ごとの定員① 人 ② 人 ③ 人)				
添付書類	平面図				

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。  
 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。  
 3 機能訓練指導員については、生活相談員又は看護職員若しくは介護職員と兼務しない場合にのみ記載してください。  
 4 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。

(別添)

付表 6 通所介護(療養通所介護)事業所の指定に係る記載事項 添付書類

	添付書類	参考様式
1	登記事項証明書又は条例等	
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1
3	平面図	参考様式2
4	設備・備品等一覧表	参考様式3
5	運営規程	
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式4
7	誓約書	参考様式6

付表7 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ					
	名称					
	所在地	(郵便番号 - ) 県 都市				
	連絡先	電話番号			FAX 番号	
	Email					
管理者	フリガナ			住所	(郵便番号 - )	
	氏名					
	生年月日					
事業所の種別 (1つに○)		病院				
		基準第 111 条第 1 項診療所				
		同条第 2 項診療所				
		介護老人保健施設				
		介護医療院				
○人員に関する基準の確認に必要な事項						
従業者の職種・員数		理学療法士	作業療法士	看護職員	介護職員	医師
常勤(人)						
非常勤(人)						
○設備に関する基準の確認に必要な事項						
専用の部屋等の面積			m <sup>2</sup>			
営業時間	単位ごとのサービス提供時間(送迎時間を除く)(① : ~ : ② : ~ : ③ : ~ : )					
利用定員	人(単位ごとの定員① 人 ② 人 ③ 人)					
添付書類	別添のとおり					

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。  
 2 従業者の員数については、総数を記載してください。  
 3 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院が行うものについては、法第71条第1項及び第72条第1項の規定により指定があったものとみなされる場合は、本申請の必要はありません。

(別添)

付表7 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業所の指定に係る記載事項 添付書類

	添付書類	参考様式
1	登記事項証明書又は条例等	
2	病院・診療所の使用許可証等の写	
3	介護老人保健施設又は介護医療院の開設許可証の写	
4	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1
5	平面図	参考様式2
6	設備・備品等一覧表	参考様式3
7	運営規程	
8	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式4
9	誓約書	参考様式6

備考

2「病院・診療所の使用許可証等の写」は、病院・診療所において行う場合添付してください。

3「介護老人保健施設又は介護医療院の開設許可証の写」は、老人保健施設又は介護医療院において行う場合添付してください。

付表 8-1 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係る記載事項(単独型)

事業所	フリガナ									
	名称									
	所在地	(郵便番号 ー ) 県 郡市								
	連絡先	電話番号			FAX 番号					
管理者	フリガナ				住所	(郵便番号 ー )				
	氏名									
	生年月日									
	当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合記入)									
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)		名称	兼務する職種及び勤務時間等						
協力医療機関	名称				主な診療科名					
	名称				主な診療科名					
	名称				主な診療科名					
	名称				主な診療科名					
○人員に関する基準の確認に必要な事項										
従業者の職種・員数		医師		生活相談員		看護職員		介護職員		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
常勤(人)										
非常勤(人)										
常勤換算後の人数(人)										
		栄養士		機能訓練指導員		栄養士を配置していない場合の措置				
		専従	兼務	専従	兼務					
常勤(人)										
非常勤(人)										
○設備に関する基準の確認に必要な事項										
居室	1室あたりの最大定員				人					
	利用者1人あたりの最小床面積				m <sup>2</sup>					
	食堂と機能訓練室の合計面積					m <sup>2</sup>				
	廊下	片廊下の幅				m				
中廊下の幅					m					
建物の構造		<input type="checkbox"/> 耐火建築物		<input type="checkbox"/> 準耐火建築物		<input type="checkbox"/> その他				
利用定員					人					
添付書類		別添のとおり								

備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。  
 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。

(別添)

付表 8-1 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係る記載事項 添付書類

	添付書類	参考様式
1	登記事項証明書又は条例等	
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1
3	平面図	参考様式2
4	設備・備品等一覧表	参考様式3
5	運営規程	
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式4
7	協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容	
8	誓約書	参考様式6

付表 8-2 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係る記載事項  
 (空床利用型・本体施設が特別養護老人ホームの場合の併設事業所型)

事業所	フリガナ								
	名称								
	所在地	(郵便番号 - ) 県 郡市							
	連絡先	電話番号		FAX 番号					
	Email								
管理者	フリガナ			住所	(郵便番号 - )				
	氏名								
	生年月日								
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)		名称						
		兼務する職種及び勤務時間等	-----						
空床型・併設型の別		<input type="checkbox"/> 空床型	<input type="checkbox"/> 併設型	短期入所利用者数(併設型のみ)	人 (推定数を記入)				
協力医療機関	名称			主な診療科名					
	名称			主な診療科名					
	名称			主な診療科名					
	名称			主な診療科名					
○人員に関する基準の確認に必要な事項									
従業者の職種・員数		医師		生活相談員		看護職員		介護職員	
		専従	※兼務	専従	※兼務	専従	※兼務	専従	※兼務
短期入所生活介護及び 本体施設従事人数	常勤(人)								
	非常勤(人)								
常勤換算後の人数(人)									
		栄養士		機能訓練指導員		栄養士を配置していない場合の措置			
		専従	※兼務	専従	※兼務				
短期入所生活介護及び 本体施設従事人数	常勤(人)								
	非常勤(人)								
○設備に関する基準の確認に必要な事項									
居室	1室あたりの最大定員			人					
	利用者1人あたりの最小床面積			㎡					
	食堂と機能訓練室の合計面積			㎡					
	廊下	片廊下の幅			m				
中廊下の幅			m						
特別養護老人ホームの入所定員			人		短期入所利用定員		人		
添付書類			別添のとおり						

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。  
 2 本様式は、特別養護老人ホームの空床を利用して事業を行う場合又は施設に併設する事業所において事業を行う場合に係る申請に利用して下さい。また、「空床型・併設型の別」欄の空床型・併設型のいずれか一方又は両方にチェックをしてください。  
 3 特別養護老人ホームと同時に申請をする場合は、本様式への記載を要しません。  
 4 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。  
 5 従業員の職種・員数の「※兼務」欄は、本体施設以外との兼務を行う職員について記載してください。  
 6 空床利用型の場合は、「設備に関する基準の確認に必要な事項」及び「短期入所利用定員」欄の記入は不要です。

(別添)

付表 8-2 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係る記載事項 添付書類

	添付書類	参考様式
1	登記事項証明書又は条例等	
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1
3	平面図	参考様式2
4	設備・備品等一覧表	参考様式3
5	運営規程	
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式4
7	協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容	
8	誓約書	参考様式6



付表 8-3 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係る記載事項  
 (空床利用型・本体施設が特別養護老人ホーム以外の場合の併設事業所型)

事業所	フリガナ								
	名称								
	所在地	(郵便番号 ー ) 県 郡市							
	連絡先	電話番号		FAX 番号					
		Email							
管理者	フリガナ			住所	(郵便番号 ー )				
	氏名								
	生年月日								
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)		名称						
		兼務する職種及び勤務時間等	-----						
本体施設の種別				短期入所利用者数	人(推定数を記入)				
協力医療機関	名称			主な診療科名					
	名称			主な診療科名					
	名称			主な診療科名					
	名称			主な診療科名					
○人員に関する基準の確認に必要な事項									
従業者の職種・員数		医師		生活相談員		看護職員		介護職員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
本体施設の施設等従事人数	常勤(人)								
	非常勤(人)								
短期入所生活介護従事人数	常勤(人)								
	非常勤(人)								
常勤換算後の人数(人)									
		栄養士		機能訓練指導員		栄養士を配置していない場合の措置			
		専従	兼務	専従	兼務				
本体施設の施設等従事人数	常勤(人)								
	非常勤(人)								
短期入所生活介護従事人数	常勤(人)								
	非常勤(人)								
○設備に関する基準の確認に必要な事項									
居室	1室あたりの最大定員				人				
	利用者1人あたりの最小床面積				m <sup>2</sup>				
	食堂と機能訓練室の合計面積				m <sup>2</sup>				
廊下	片廊下の幅				m				
	中廊下の幅				m				
建物の構造		<input type="checkbox"/> 耐火建築物		<input type="checkbox"/> 準耐火建築物		<input type="checkbox"/> その他			
本体施設の入所・入院定員		人		短期入所利用定員		人			
添付書類		別添のとおり							

備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。  
 2 本様式は、本体施設が特別養護老人ホーム以外の場合であって、本体施設と一体的に運営が行われる事業所であるときに使用してください。  
 3 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。

(別添)

付表 8-3 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の指定に係る記載事項 添付書類

	添付書類	参考様式
1	登記事項証明書又は条例等	
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1
3	平面図	参考様式2
4	設備・備品等一覧表	参考様式3
5	運営規程	
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式4
7	協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容	
8	誓約書	参考様式6

付表9 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ									
	名称									
	所在地	(郵便番号 - ) 県 都市								
		連絡先	電話番号			FAX 番号				
		Email								
事業所種別 (該当に○を記入)	①介護老人保健施設									
	②指定介護療養型医療施設									
	③療養病床を有する病院・診療所									
	④老人性認知症疾患療養病棟を有する病院									
	⑤②又は③に該当しない診療所									
	⑥介護医療院									
申請を行う部分の入院患者又は入所者の定員							人			
指定申請を行う老人性認知症疾患療養病棟の入院患者の推定数(上記④に該当の場合記入)							人			
管理者	フリガナ			住所	(郵便番号 - )					
	氏名									
	生年月日									
○人員に関する基準の確認に必要な事項										
指定申請を行う病棟部分又は診療所の従業者の職種・員数(上記④⑤に該当の場合記入)		担当医師	看護職員		介護職員		作業療法士		精神保健福祉士	
			専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)										
非常勤(人)										
常勤換算後の人数(人)										
○設備に関する基準の確認に必要な事項										
指定申請を行う病棟(病室)部分の設備基準上の数値記載項目(上記④⑤に該当の場合記入)										
④ 病室	1病室の病床数						床			
	入院患者1人あたり床面積						m <sup>2</sup>			
	老人性痴呆疾患療養病棟の用に供される床面積						m <sup>2</sup>			
	廊下	片廊下の幅						m		
		中廊下の幅						m		
	生活機能回復訓練室面積						m <sup>2</sup>			
	デイルームと面会室の合計面積						m <sup>2</sup>			
⑤ 廊下	入院患者1人あたり床面積						m <sup>2</sup>			
	片廊下の幅						m			
	中廊下の幅						m			
添付書類			別添のとおり							

備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。  
 2 「申請を行う部分の入院患者又は入所者の定員」欄は、当該施設等のうち、短期入所療養介護に供する部分の定員について記載すること。  
 3 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院が行うものについては、法第71条第1項及び第72条第1項の規定により指定があったものとみなされる場合は、本申請の必要はありません。

(別添)

付表9 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護事業所の指定に係る記載事項 添付書類

	添付書類	参考様式
1	登記事項証明書又は条例等	
2	病院・診療所の使用許可証等の写	
3	介護老人保健施設又は介護医療院の開設許可証の写	
4	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1
5	平面図	参考様式2
6	設備・備品等一覧表	参考様式3
7	運営規程	
8	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式4
9	誓約書	参考様式6

備考

2「病院・診療所の使用許可証等の写」は、病院・診療所において行う場合添付してください。

3「介護老人保健施設又は介護医療院の開設許可証の写」は、老人保健施設又は介護医療院において行う場合添付してください。

付表 10 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ										
	名称										
	所在地	(郵便番号 - ) 県 都市									
	連絡先	電話番号				FAX 番号					
	Email										
施設区分 (該当に○)	有料老人ホーム			施設開設年月日			年	月	日		
	軽費老人ホーム										
	サービス付き高齢者向け住宅										
	養護老人ホーム										
入居者の要件 (該当に○)	介護専用型										
	介護専用型以外										
サービスの提供形態 (該当に○)	一般型										
	外部サービス利用型										
管理者	フリガナ				住所	(郵便番号 - )					
	氏名										
	生年月日										
者	当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合記入)										
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)	名称			兼務する職種及び勤務時間等	-----					
	名称				主な診療科名						
協力医療機関	名称				主な診療科名						
	名称				主な診療科名						
	名称				主な診療科名						
○人員に関する基準の確認に必要な事項											
従業者の職種・員数		生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)											
非常勤(人)											
常勤換算後の人数(人)											
○設備に関する基準の確認に必要な事項											
建物の構造		<input type="checkbox"/> 耐火建築物		<input type="checkbox"/> 準耐火建築物		<input type="checkbox"/> その他					
入居定員		人									
利用者数		人(前年の平均値、新規の場合は推定数を記入)									
		要介護者		人				要支援者		人	
添付書類		別添のとおり									

備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。  
 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。

(別添)

付表 10 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業所の指定に係る記載事項 添付書類

	添付書類	参考様式
1	登記事項証明書又は条例等	
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1
3	平面図	参考様式2
4	設備・備品等一覧表	参考様式3
5	運営規程	
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式4
7	協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容	
8	受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称等並びに	参考様式5
9	誓約書	参考様式6
10	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	参考様式7

付表 11 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ					
	名称					
	所在地	(郵便番号 - ) 県 郡市				
	連絡先	電話番号		FAX 番号		
		Email				
管理者	フリガナ		住所	(郵便番号 - )		
	氏名					
	生年月日					
	当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)					
	同一敷地内の他の事業所 又は施設の従業者との兼務(兼 務の場合記入)	名称		兼務する職種 及び勤務時間等	-----	
○人員に関する基準の確認に必要な事項						
従業者の職種・員数		専門相談員				
		専 従	兼 務			
常 勤(人)						
非常勤(人)						
常勤換算後の人数(人)						
添付書類		別添のとおり				

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。  
 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。

(別添)

付表 11 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与事業所の指定に係る記載事項 添付書類

	添付書類	参考様式
1	登記事項証明書又は条例等	
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1
3	平面図	参考様式2
4	設備・備品等一覧表	参考様式3
5	運営規程	
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式4
7	福祉用具の保管及び消毒の方法(他に委託する場合はその状況)	
8	誓約書	参考様式6



付表 12 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号 - ) 県 郡市			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
		Email			
管理者	フリガナ			住所	(郵便番号 - )
	氏名				
	生年月日				
	当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)				
	同一敷地内の他の事業所 又は施設の従業者との兼務(兼 務の場合記入)	名称			
	兼務する職種 及び勤務時間等	-----			
○人員に関する基準の確認に必要な事項					
従業者の職種・員数		専門相談員			
		専従	兼務		
常勤(人)					
非常勤(人)					
常勤換算後の人数(人)					
添付書類		別添のとおり			

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。  
 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。

(別添)

付表 12 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売事業所の指定に係る記載事項 添付書類

	添付書類	参考様式
1	登記事項証明書又は条例等	
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1
3	平面図	参考様式2
4	設備・備品等一覧表	参考様式3
5	運営規程	
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式4
7	誓約書	参考様式6

付表 13 介護老人福祉施設の指定に係る記載事項

施設	フリガナ								
	名称								
	所在地	(郵便番号 - ) 県 都市							
	連絡先	電話番号				FAX 番号			
管理者	フリガナ				住所	(郵便番号 - )			
	氏名								
	生年月日								
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)	名称			兼務する職種	-----			
短期入所生活介護の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		事業の実施形態		<input type="checkbox"/> 空床型 <input type="checkbox"/> 併設型				
協力医療機関	名称				主な診療科名				
	名称				主な診療科名				
	名称				主な診療科名				
	名称				主な診療科名				
○人員に関する基準の確認に必要な事項									
従業者の職種・員数		医師		生活相談員		介護職員		看護職員	
		専従	※兼務	専従	※兼務	専従	※兼務	専従	※兼務
介護老人福祉施設及び短期入所生活介護従事人数	常勤(人)								
	非常勤(人)								
常勤換算後の人数(人)									
		栄養士		機能訓練指導員		介護支援専門員等			
		専従	※兼務	専従	※兼務	専従	※兼務		
介護老人福祉施設及び短期入所生活介護従事人数	常勤(人)								
	非常勤(人)								
常勤換算後の人数(人)									
○設備に関する基準の確認に必要な事項									
				介護老人福祉施設			短期入所生活介護		
居室	1室あたりの最大定員				人	人			
	利用者1人あたりの最小床面積				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
	食堂と機能訓練室の合計面積				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
廊下	片廊下の幅				m	m			
	中廊下の幅				m	m			
入所者数	人(推定数を記入)			短期入所利用者数	人(推定数を記入)				
入所定員	人								
添付書類		別添のとおり							

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。  
 2 「短期入所生活介護を実施している場合の事業の実施形態(空床型・併設型の別)」については、空床型・併設型のいずれか一方又は両方にチェックをしてください。  
 3 短期入所生活介護を実施していない場合は、短期入所生活介護の設備に関する基準の確認に必要な事項欄については、記載を要しません。  
 4 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。  
 5 従業員の職種・員数の「※兼務」欄は、短期入所生活介護以外との兼務を行う職員について記載してください。  
 6 介護支援専門員に代えて介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある生活相談員等を配置する場合には、その員数は、「介護支援専門員等」欄に記してください。

(別添)

付表 13 介護老人福祉施設の指定に係る記載事項 添付書類

	添付書類	参考様式
1	登記事項証明書又は条例等	
2	特別養護老人ホームの認可証等の写	
3	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1
4	平面図	参考様式2
5	設備・備品等一覧表	参考様式3
6	併設する施設の概要	
7	施設を共用する場合の利用計画	
8	運営規程	
9	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式4
10	協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容	
11	誓約書	参考様式6
12	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	参考様式7

備考

4「平面図」、5「設備・備品等一覧表」及び7「施設を共用する場合の利用計画」は、老人福祉法に基づく届出により確認ができる場合は不要です。

付表 14 介護老人保健施設の許可に係る記載事項

施設	フリガナ								
	名称								
	所在地	(郵便番号 ー ) 県 郡市							
	連絡先	電話番号				FAX 番号			
管理者	フリガナ						住所	(郵便番号 ー )	
	氏名								
	生年月日								
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)		名称			兼務する職種			
短期入所療養介護の実施の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		通所リハビリテーションの実施の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
施設を共用する事業所等の名称(共用する場合記入)		カナ			名称				
協力医療機関	名称				主な診療科名				
	名称				主な診療科名				
	名称				主な診療科名				
	名称				主な診療科名				
入所者の予定数		人			一日当たりの通所総利用者予定数		人		
○人員に関する基準の確認に必要な事項									
従業者の職種・員数		医師		薬剤師		看護職員		介護職員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
介護老人保健施設及び通所リハビリテーション従事人数	常勤(人)								
	非常勤(人)								
常勤換算後の人数(人)									
		理学・作業療法士		栄養士		支援相談員		介護支援専門員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
介護老人保健施設及び通所リハビリテーション従事人数	常勤(人)								
	非常勤(人)								
常勤換算後の人数(人)									
○設備に関する基準の確認に必要な事項									
療養室	1室の最大定員				人				
	入所者1人あたり最小床面積				m <sup>2</sup>				
廊下	片廊下の幅				m				
	中廊下の幅				m				
機能訓練室面積					m <sup>2</sup>				
食堂面積					m <sup>2</sup>				
入所定員					人				
○通所リハビリテーションの人員及び設備に関する基準の確認に必要な事項(該当する場合のみ)									
		理学療法士	作業療法士	看護職員	介護職員	医師			
常勤(人)									
非常勤(人)									
常勤換算後の人数(人)									
専用の部屋の面積					m <sup>2</sup>				
営業時間(単位毎の実施時間を明示)		(① : ~ : ② : ~ : ③ : ~ : )							
利用定員		人 (単位ごとの定員① 人、② 人、③ 人)							
添付書類	別添のとおり								

備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。  
 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。

(別添)

付表 14 介護老人保健施設の許可に係る記載事項 添付書類

	添付書類	参考様式
1	登記事項証明書又は条例等	
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1
3	平面図	参考様式2
4	設備・備品等一覧表	参考様式3
5	併設する施設の概要	
6	施設を共用する場合の利用計画	
7	施設の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図(公図)	
8	運営規程	
9	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式4
10	協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容	
11	誓約書	参考様式6
12	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	参考様式7

付表 15 介護医療院の許可に係る記載事項

施設	フリガナ								
	名称								
	所在地	(郵便番号 ー ー ) 県 郡市							
	連絡先	電話番号				FAX 番号			
管理者	フリガナ				住所	(郵便番号 ー ー )			
	氏名								
	生年月日								
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)	名称			兼務する職種				
短期入所療養介護の実施の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		通所リハビリテーションの実施の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
施設を共用する事業所等の名称(共用する場合記入)		カナ							
		名称							
協力医療機関	名称				主な診療科名				
	名称				主な診療科名				
	名称				主な診療科名				
	名称				主な診療科名				
入所者の予定数				人	一日当たりの通所総利用者予定数				
○人員に関する基準の確認に必要な事項									
従業者の職種・員数		医師		薬剤師		看護職員		介護職員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
介護老人保健施設及び通所リハビリテーション従事人数	常勤(人)								
	非常勤(人)								
常勤換算後の人数(人)									
		理学・作業療法士		栄養士		放射線技師		介護支援専門員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
介護老人保健施設及び通所リハビリテーション従事人数	常勤(人)								
	非常勤(人)								
常勤換算後の人数(人)									
○設備に関する基準の確認に必要な事項									
療養室	1室の最大定員				人				
	入所者1人あたり最小床面積				m <sup>2</sup>				
廊下	片廊下の幅				m				
	中廊下の幅				m				
機能訓練室面積					m <sup>2</sup>				
食堂面積					m <sup>2</sup>				
入所定員					人				
○通所リハビリテーションの人員及び設備に関する基準の確認に必要な事項(該当する場合のみ)									
		理学療法士	作業療法士	看護職員	介護職員	医師			
常勤(人)									
非常勤(人)									
常勤換算後の人数(人)									
専用の部屋の面積					m <sup>2</sup>				
営業時間(単位毎の実施時間を明示)		(① : ~ : ② : ~ : ③ : ~ : )							
利用定員		人 (単位ごとの定員① 人、② 人、③ 人)							
添付書類	別添のとおり								

備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。  
 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。

(別添)

付表 15 介護医療院の許可に係る記載事項 添付書類

	添付書類	参考様式
1	登記事項証明書又は条例等	
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1
3	平面図	参考様式2
4	設備・備品等一覧表	参考様式3
5	併設する施設の概要	
6	施設を共用する場合の利用計画	
7	施設の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図(公図)	
8	運営規程	
9	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式4
10	協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容	
11	誓約書	参考様式6
12	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	参考様式7



第2号様式

指定を不要とする旨の届出書

年 月 日

知事 殿

申請者 住所  
(所在地)  
氏名  
(名称及び代表者氏名)

印

次のとおり指定を不要とする旨を申し出ます。

開設者	名称
	施設種別
	所在地
管理者	氏名
	住所
申出に係る居宅サービスの種類	<input type="checkbox"/> 訪問看護
	<input type="checkbox"/> 介護予防訪問看護
	<input type="checkbox"/> 訪問リハビリテーション
	<input type="checkbox"/> 介護予防訪問リハビリテーション
	<input type="checkbox"/> 居宅療養管理指導
	<input type="checkbox"/> 介護予防居宅療養管理指導
	<input type="checkbox"/> 通所リハビリテーション
	<input type="checkbox"/> 介護予防通所リハビリテーション
	<input type="checkbox"/> 短期入所療養介護
	<input type="checkbox"/> 介護予防短期入所療養介護

備考 申し出を行う居宅サービスについて○印を付してください。

第3号様式

変更届出書

年 月 日

知事 殿

住所  
 開設者 (所在地)  
 氏名  
 (名称及び代表者氏名)

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業者番号						
指定内容を変更した事業所等	名称							
	所在地							
サービスの種類								
変更年月日		年	月	日				
変更があった事項(該当に○)		変更の内容						
	事業所(施設)の名称	(変更前)						
	事業所(施設)の所在地							
	申請者の名称							
	主たる事務所の所在地							
	代表者(開設者)の氏名、生年月日及び住所							
	登記事項証明書・条例等 (当該事業に関するものに限る。)							
	事業所(施設)の建物の構造、専用区画等							
	備品(訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業)							
	事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所 (介護老人保健施設は、事前に承認を受ける。)							
	サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴							
	運営規程							
	協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関							
	事業所の種別							
	提供する居宅療養管理指導の種類	(変更後)						
	事業実施形態 (本体施設が特別養護老人ホームの場合の 単独型・空床利用型・併設型の別)							
	利用者、入所者又は入院患者の定員							
	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等 との連携・支援体制							
	福祉用具の保管・消毒方法 (委託している場合にあつては、委託先の状況)							
	併設施設の状況等							
	介護支援専門員の氏名及びその登録番号							

備考 変更内容が分かる書類を添付してください。

第3号の2様式

再開届出書

年 月 日

知事 殿

住所  
開設者 (所在地)  
氏名  
(名称及び代表者氏名)

印

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

介護保険事業者番号	
再開した事業所	名称
	所在地
サービスの種類	
再開した年月日	年 月 日

備考 事業の再開に係る届出にあつては、従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)を添付してください。

第4号様式

廃止・休止届出書

年 月 日

知事 殿

開設者 住所  
(所在地)  
氏名  
(名称及び代表者氏名)

印

次のとおり事業を廃止(休止)するので届け出ます。

介護保険事業者番号	
廃止(休止)する事業所	名称
	所在地
サービスの種類	
廃止・休止の別	廃止 ・ 休止
廃止・休止する年月日	年 月 日
廃止・休止する理由	
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置	
休止予定期間	休止日 ~ 年 月 日

備考 廃止又は休止する日の1月前までに届け出てください。

第5号様式

指定辞退届出書

年 月 日

知事 殿

開設者 住所  
(所在地)  
氏名  
(名称及び代表者氏名)

印

次のとおり指定を辞退したいので届け出ます。

指定を辞退する施設	介護保険事業者番号									
	名称									
	所在地									
指定を受けた年月日		年	月	日						
指定を辞退する年月日		年	月	日						
指定を辞退する理由										
現に施設に入所している者に対する措置										

備考 指定を辞退する日の1月前までに届け出てください。

第6号様式

介護老人保健施設開設許可事項変更申請書

年 月 日

知事 殿

開設者 所在地  
名称  
代表者氏名

印

次のとおり介護老人保健施設の開設許可事項の変更の許可を申請します。

		介護保険事業者番号								
申請に係る施設		名称								
		所在地								
開設許可年月日		年			月			日		
変更年月日		年			月			日		
変更事項(該当に○)		変更の内容								
	敷地面積	(変更前)								
	建物建造									
	施設の共用の場面の利用計画	(変更後)								
	運営規則(職種・員数・職務内容・入所定員の増加に関する部分に限る。)									
	協力病院の変更									

備考 変更内容が分かる書類を添付してください。

第7号様式

介護老人保健施設管理者承認申請書

年 月 日

知事 殿

開設者 所在地  
名称  
代表者氏名

印

次のとおり介護老人保健施設の管理者の承認を申請します。

介護保険事業者番号									
申請に係る施設	名称								
	所在地								
管理者になろうとする者の氏名、 住所及び資格	氏名								
	住所								
	資格								
申請理由(該当に○)		新規開設のため							
		管理者の変更のため							

備考 管理者になろうとする者の経歴等を添付してください。

第8号様式

介護老人保健施設広告事項許可申請書

年 月 日

知事 殿

開設者 所在地  
名称  
代表者氏名

印

次のとおり広告の許可を申請します。

	介護保険事業者番号
許可を受けようとする広告事項	
広告の内容	
広告の方法	



第9号様式

指定介護療養型医療施設指定変更申請書

年 月 日

知事 殿

開設者 住所  
(所在地)  
氏名  
(名称及び代表者氏名)

印

次のとおり指定の変更を申請します。

		介護保険事業者番号								
許可を受けようとする広告事項	名称									
	所在地									
当該申請に係る施設の指定介護療養型医療施設の類型 (該当に○)	療養病床を有する病院									
	療養病床を有する診療所									
	老人性認知症疾患療養病棟を有する病院									
入院患者の推定数 (申請にかかる事業を行う部分に限る。)	人									
入院患者の定員 (申請に係る病棟又は病室に係るものに限る。)	(変更前)	人						(変更後)	人	

備考 1 「当該申請に係る施設の指定介護療養型医療施設の類型」については、当該項目番号に○を付してください。

2 以下の書類を添付(当該申請に係る病棟又は病室に係るものに限る。)してください。

- (1) 施設の使用許可書の写し
- (2) 建物の構造概要及び平面図ならびに設備の概要
- (3) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

第10号様式

指定居宅サービス事業所  
 指定介護予防サービス事業所  
 介護保険施設 指定(許可)更新申請書

年 月 日

知事 殿

(名称)

申請者

(代表者の職名・氏名)

印

介護保険法に規定する事業所(施設)に係る指定(許可)の更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

申 請 者	フリガナ 名称	-----		
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 ー ) 県 都市		
	連絡先	電話番号	FAX番号	
		Email		
	代表者の職名・氏 名・生年月日	職名	フリガナ 氏 名	生年月日
	代表者の住所	(郵便番号 ー ) 県 都市		
事 業 所	事業等の種類			
	指定有効期間満了日			
	フリガナ 名称	-----		
	所在地	(郵便番号 ー ) 県 都市		
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき			
	フリガナ 名称	-----		
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 ー ) 県 都市		
管 理 者	フリガナ 氏名	-----		生年月日
	住所	(郵便番号 ー ) 県 都市		

別添 1 誓約書(参考様式6)  
 2 介護支援専門員一覧(参考様式7)

(参考)添付書類一覧

番 号	添付すべき書類	訪問 介護 ①	訪問 入浴 (予防) ②	訪問 看護 (予防) ③	訪問 リハ (予防) ④	居宅 療養 (予防) ⑤	通所 介護 ⑥	通所 リハ (予防) ⑦	短期 生活 (予防) ⑧	短期 療養 (予防) ⑨	特定 施設 (予防) ⑩	用具 貸与 (予防) ⑪	用具 販売 (予防) ⑫	福祉 施設 ⑬	老健 施設 ⑭	介護 医療院 ⑮	参考様式	
		申請書付表	付表1	付表2	付表3	付表4	付表5	付表6	付表7	付表8	付表9	付表10	付表11	付表12	付表13	付表14		付表15
		みなし指定の対象			病院・ 診療所、 現存事業	病院・ 診療所	病・診・ 薬局		老健		老健・ 介護療養 型				現存 特養	現存 老健		
1	登記事項証明書又は条例等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
2	病院・診療所の使用許可証等の写			△	△	△		△		△								
3	薬局の開設許可証の写					△												
4	介護老人保健施設又は介護医療院の開設許可証の写							△		△								
5	特別養護老人ホームの認可証等の写													○				
6	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	参考様式1	
7	訪問看護ステーション管理者の免許証の写			▲														
8	サービス提供責任者の経歴	※																
9	平面図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	☆	○	○	参考様式2	
10	設備・備品等一覧表		○				○	○	○	○	○	○	○	☆	○	○	参考様式3	
11	併設する施設の概要													○	○	○		
12	施設を共用する場合の利用計画													☆	○	○		
13	施設の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図(公図)														○	○		
14	運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
15	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	参考様式4	
16	協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容		○						○		○			○	○	○		
17	関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容																	
18	福祉用具の保管及び消毒の方法(他に委託する場合はその状況)											○						
19	受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称等並びに当該事業者の名称等										○						参考様式5	
20	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	参考様式6	
21	介護支援専門員の氏名及びその登録番号										○			○	○	○	参考様式7	

備考1 「△」を付した欄の添付書類は、次のような取扱いになります。

- (1) ③、④、⑤、⑦、⑨の2は、病院・診療所において行う場合添付してください。この場合、③の7を添付する必要はありません(▲)。
- (2) ⑤の3は、薬局において行う場合添付してください。
- (3) ⑦及び⑨の4は、老人保健施設又は介護医療院において行う場合添付してください。

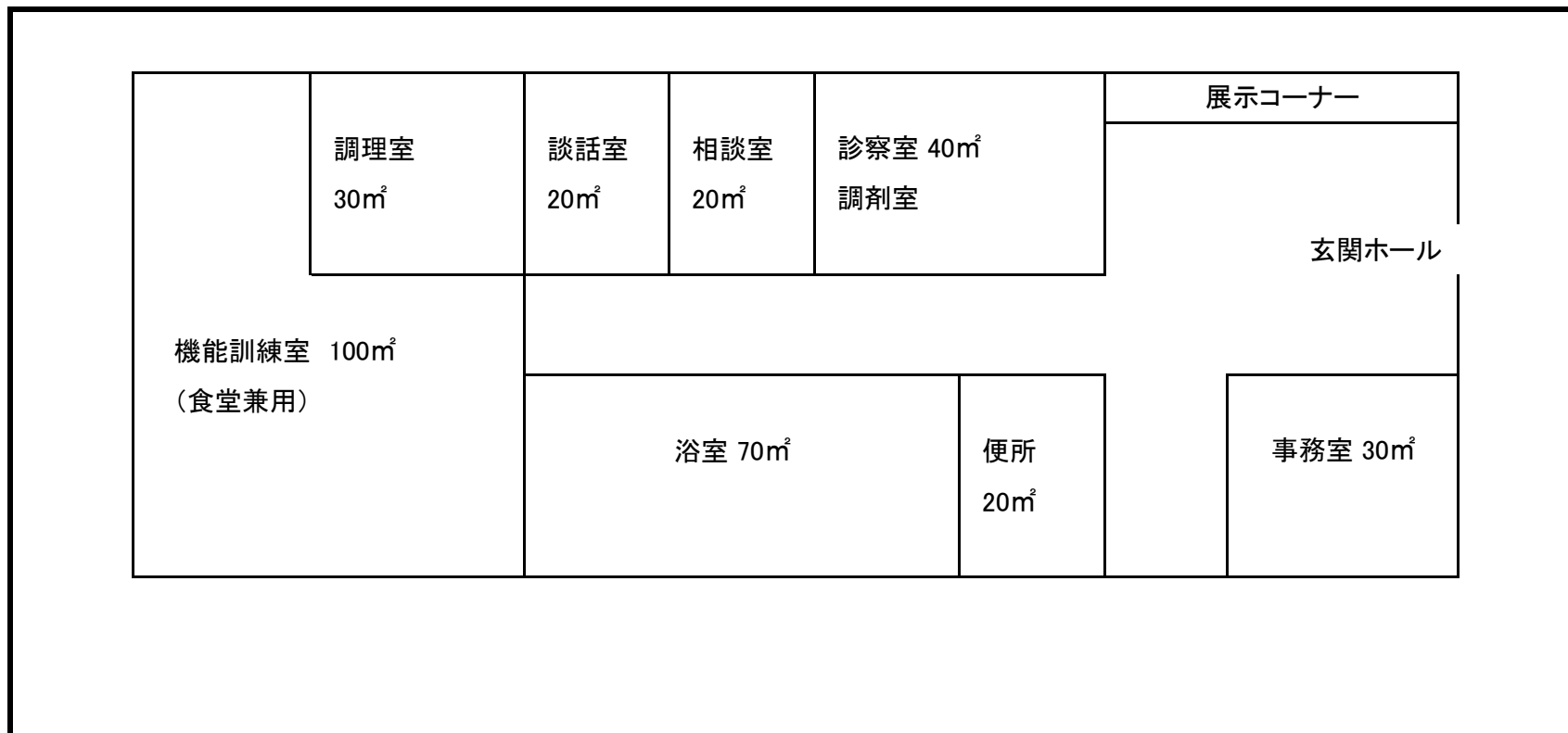
2 「※」を付した欄の添付書類は、介護福祉士登録証の写し等に代えることが可能です(平成20年7月29日老振発第0729002号)。

3 「☆」を付した欄の添付書類は、老人福祉法に基づく届出により確認ができる場合は不要です。



(参考様式2)  
平面図

事業所・施設の名称	
-----------	--



- 備考 1 必ずしも本様式によらず、各室の用途及び面積の分かるものであれば、既存の平面図等をもって提出書類として差し支えありません。
- 2 各室の用途及び面積を記載してください。
- 3 当該事業の専用部分と他との共用部分を色分けする等使用関係を分かり易く表示してください。



(参考様式4)

### 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	
申請するサービス種類	

措置の概要
1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置
2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
3 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等(居宅介護支援事業者の場合記入)
4 その他参考事項

備考 上の事項は例示であり、これにかかわらず苦情処理に係る対応方針を具体的に記してください。

(参考様式5)

受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地

サービス	予防サービスの場合に○	事業者		事業所	
		フリガナ 名称	所在地	フリガナ 名称	所在地
指定訪問 介護					
指定訪問 入浴介護					
指定訪問 看護					
指定訪問 リハビリ テーション					
指定通所 介護					
指定通所 リハビリ テーション					
指定福祉 用具貸与					
指定認知 症対応型 通所介護					

- 備考
- 1 訪問介護、訪問看護、通所介護については必ず記入してください。
  - 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けるなどして記載してください。



(参考様式6)

## 誓約書

年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

申請者 (名称)

\_\_\_\_\_  
(代表者の職名・氏名)

\_\_\_\_\_  
印

申請者が別紙のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

	別紙①: 居宅サービス事業所向け
	別紙②: 介護老人福祉施設向け
	別紙③: 介護老人保健施設向け
	別紙④: 介護医療院向け
	別紙⑤: 介護予防サービス事業所向け

(該当に○)

(別紙①): 居宅サービス事業所向け  
介護保険法第70条第2項

- 一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な居宅サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の三 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第七十八条の二第四項第五号の三、第七十九条第二項第四号の三、第九十四条第三項第五号の三、第九十七条第三項第七号、第九十五条の二第二項第五号の三、第九十五条の三、第九十五条の二十二第二項第四号の三及び第二百三条第二項において「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づき滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第七十八条の二第四項第五号の三、第七十九条第二項第四号の三、第九十四条第三項第五号の三、第九十七条第三項第七号、第九十五条の二第二項第五号の三、第九十五条の三、第九十五条の二十二第二項第四号の三において同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。
- 六 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第七十七条第一項又は第九十五条の三十五第六項の規定により指定(特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を含む。、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問はず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第五節及び第二百三条第二項において同じ。)又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用者(以下「役員等」という。)であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の二 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第七十七条第一項又は第九十五条の三十五第六項の規定により指定(特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の三 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。)の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの(以下この号において「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの)のうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。以下この章において同じ。)が、第七十七条第一項又は第九十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 七 申請者が、第七十七条第一項又は第九十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七の二 申請者が、第七十六条第一項の規定による検査が行われた日から期間決定予定日(当該検査の結果に基づき第七十七条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る期間を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 八 第七号に規定する期間内に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 九 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 十 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうち第四号から第六号まで又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十の二 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうち第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十一 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第六号まで又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 十二 申請者(特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

(別紙②: 介護老人福祉施設向け)  
介護保険法第86条第2項

- 一 第八十八条第一項に規定する人員を有しないとき。
- 二 第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護老人福祉施設の運営をすることができないと認められるとき。
- 三 当該特別養護老人ホームの開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 三の二 当該特別養護老人ホームの開設者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 三の三 当該特別養護老人ホームの開設者が、健康保険法、地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料、負担金又は掛金の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料、負担金又は掛金の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料、負担金又は掛金に限る。）を引き続き滞納している者であるとき。
- 四 当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十二条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護老人福祉施設の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護老人福祉施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護老人福祉施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 五 当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十二条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第九十一条の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 五の二 当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十条第一項の規定による検査が行われた日から職期決定予定日（当該検査の結果に基づき第九十二条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る職期を行うが否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該特別養護老人ホームの開設者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第九十一条の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 六 当該特別養護老人ホームの開設者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 七 当該特別養護老人ホームの開設者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者がいるとき。
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
  - ロ 第三号、第三号の二又は前号に該当する者。
  - ハ この法律、国民健康保険法又は国民年金法の定めるところにより納付義務を負う保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下このハにおいて「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。）を引き続き滞納している者。
  - ニ 第九十二条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消された特別養護老人ホームにおいて、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその開設者の役員又はその長であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの（当該指定の取消しが、指定介護老人福祉施設の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護老人福祉施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護老人福祉施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。）
- ホ 第五号に規定する期間内に第九十一条の規定による指定の辞退をした特別養護老人ホーム（当該指定の辞退について相当の理由がある特別養護老人ホームを除く。）において、同号の通知の前六十日以内にその開設者の役員又はその長であった者で当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないもの。

(別紙③:介護老人保健施設向け)

介護保険法第94条第3項

- 一 当該介護老人保健施設を開設しようとする者が、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者でないとき。
- 二 当該介護老人保健施設が第九十七条第一項に規定する療養室、診療室及び機能訓練室並びに都道府県の条例で定める施設又は同条第二項の厚生労働省令及び都道府県の条例で定める人員を有しないとき。
- 三 第九十七条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護老人保健施設の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 六 申請者が、第百四条第一項又は第百五条の三十五第六項の規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員又はその開設した介護老人保健施設の管理者であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含み、当該許可を取り消された者が第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないものである場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該者の開設した介護老人保健施設の管理者であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該許可の取消しが、介護老人保健施設の許可の取消しのうち当該許可の取消しの処分となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該介護老人保健施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該介護老人保健施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する許可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 七 申請者が、第百四条第一項又は第百五条の三十五第六項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第九十九条第二項の規定による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七の二 申請者が、第百条第一項の規定による検査が行われた日から職開決定予定日（当該検査の結果に基づき第百四条第一項の規定による許可の取消しの処分に係る職開を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第九十九条第二項の規定による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 八 第七号に規定する期間内に第九十九条第二項の規定による廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくはその開設した介護老人保健施設の管理者又は当該届出に係る第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないもの（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）の開設した介護老人保健施設の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 九 申請者が、許可の申請前五年以内に居室サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 十 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十一 申請者が、第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないもので、その事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに第四号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

(別紙④: 介護医療院向け)

介護保険法第107条第3項

- 一 当該介護医療院を開業しようとする者が、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者でないとき。
- 二 当該介護医療院が第百十一条第一項に規定する療養室、診療室、処置室及び機能訓練室並びに都道府県の条例で定める施設又は同条第二項の厚生労働省令及び都道府県の条例で定める人員を有しないとき。
- 三 第百十一条第三項に規定する介護医療院の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護医療院の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 六 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 七 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 八 申請者が、第百十四条の六第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員又はその開設した介護医療院の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該許可を取り消された者が第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないものである場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該者の開設した介護医療院の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該許可の取消しが、介護医療院の許可の取消しのうち当該許可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該介護医療院の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該介護医療院の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する許可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 九 申請者が、第百十四条の六第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十三条第二項の規定による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 十 申請者が、第百十四条の二第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第百十四条の六第一項の規定による許可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第百十三条第二項の規定による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 十一 第九号に規定する期間内に第百十三条第二項の規定による廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくはその開設した介護医療院の管理者又は当該届出に係る第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないもの（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）の開設した介護医療院の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 十二 申請者が、許可の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 十三 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十四 申請者が、第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないもので、その事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに第四号から第十二号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

(別紙⑤:介護予防サービス事業所向け)  
介護保険法第115条の2第2項

- 一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五条の四第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第百十五条の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 六 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の二 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の三 申請者と密接な関係を有する者が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 七 申請者が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七の二 申請者が、第百十五条の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第百十五条の九第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を知照した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 八 第七号に規定する期間内に第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 九 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 十 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第七号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十の二 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十一 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第六号まで又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 十二 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

(参考様式7)

当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧

フリガナ 氏 名	介護支援専門員番号

## 2 指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定居宅 介護支援事業所向け様式例

- ・ 第1号様式及び付表
- ・ 第2～5号様式
- ・ 添付書類一覧及び参考様式





- 備考
- 1 「指定申請対象事業」及び「既に指定を受けている事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
  - 2 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。
  - 3 既に地域密着型サービス事業所の指定をうけている事業者が、地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称及び所在地」「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」「当該申請に係わる事業の開始予定年月日」「当該申請に関する事項」「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」「介護支援専門員の氏名及び登録番号」「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて届出を省略できます。また、既に地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受けている事業者が、地域密着型サービス事業所の指定を受ける場合においても同様に届出を省略できます。

付表1 夜間対応型訪問介護事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ								
	名称								
	所在地	(郵便番号 ー ) 県 郡市							
	連絡先	電話番号				FAX 番号			
		Email							
管理者	フリガナ				住所	(郵便番号 ー )			
	氏名								
	生年月日								
	当該夜間対応型訪問介護事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)								
○人員に関する基準の確認に必要な事項									
オペレーションセンターの有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
オペレーションセンターのか所数		か所							
従業者の職種・員数	訪問介護員等				オペレーター		面接相談員		
	定期巡回サービス		随時訪問サービス						
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	常勤(人)								
非常勤(人)									
添付書類		別添のとおり							

(夜間対応型訪問介護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

事業所	フリガナ								
	名称								
	所在地	(郵便番号 ー ) 県 郡市							
	連絡先	電話番号				FAX 番号			
		Email							

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。  
 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。  
 3 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。

(別添)

付表1 夜間対応型訪問介護事業所の指定に係る記載事項 添付書類

	添付書類	参考様式
1	登記事項証明書又は条例等	
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1
3	平面図	参考様式3
4	設備・備品等一覧表	参考様式4
5	運営規程	
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式5
7	誓約書	参考様式6

付表 2-1 認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所の指定に係る記載事項（単独型・併設型）

事業所	フリガナ					
	名称					
	所在地	(郵便番号 - ) 県 都市				
	連絡先	電話番号		FAX 番号		
Email						
事業の実施形態		<input type="checkbox"/> 単独型		<input type="checkbox"/> 併設型		
管理者	フリガナ			住所	(郵便番号 - )	
	氏名					
	生年月日					
	当該認知症対応型通所介護事業所で兼務する他の職種 (兼務の場合のみ記入)					
	同一敷地内の他の事業所 又は施設の従業者との兼務(兼 務の場合のみ記入)		名称		事業所番号	
		兼務する職種 及び勤務時間等		-----		
○人員に関する基準の確認に必要な事項						
従業者の職種・員数		生活相談員	看護職員	介護職員	機能訓練指導員	
常勤(人)						
非常勤(人)						
○設備に関する基準の確認に必要な事項						
食堂及び機能訓練室の合計面積		m <sup>2</sup>				
営業時間	単位ごとのサービス提供時間(送迎時間を除く) (① : ~ : ② : ~ : ③ : ~ : )					
利用定員	人(単位ごとの定員① 人② 人③ 人)					
添付書類	別添のとおり					

(認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

事業所	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号 - ) 県 都市			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
Email					
○設備に関する基準の確認に必要な事項					
食堂及び機能訓練室の合計面積		m <sup>2</sup>			
営業時間	単位ごとのサービス提供時間(送迎時間を除く) (① : ~ : ② : ~ : ③ : ~ : )				
利用定員	人(単位ごとの定員① 人② 人③ 人)				

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。  
 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。  
 3 機能訓練指導員については、生活相談員又は看護職員若しくは介護職員と兼務しない場合にのみ記載してください。  
 4 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。

(別添)

付表2-1 認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所の指定に係る記載事項  
添付書類

	添付書類	参考様式
1	登記事項証明書又は条例等	
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1
3	管理者の経歴	参考様式2
4	平面図	参考様式3
5	設備・備品等一覧表	参考様式4
6	運営規程	
7	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式5
8	誓約書	参考様式6

付表 2-2 認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所の指定に係る記載事項（共用型）

事業所	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号 - ) 県 郡市			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
	Email				
本体事業種別	<input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護事業所		<input type="checkbox"/> 地域密着型特定施設		<input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設
管理者	フリガナ			住所	(郵便番号 - )
	氏名				
	生年月日				
	当該認知症対応型通所介護事業所で兼務する他の職種 (兼務の場合のみ記入)				
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務 (兼務の場合のみ記入)		名称		事業所番号
		兼務する職種及び勤務時間等	-----		
○人員に関する基準の確認に必要な事項					
本体の事業所等の入居者を含めた利用者数				人	
従業者の職種・員数		生活相談員	看護職員	介護職員	機能訓練指導員
常勤(人)					
非常勤(人)					
○設備に関する基準の確認に必要な事項					
食堂及び機能訓練室の合計面積		m <sup>2</sup>			
営業時間	単位ごとのサービス提供時間(送迎時間を除く) (① : ~ : ② : ~ : ③ : ~ : )				
利用定員	人(単位ごとの定員① 人② 人③ 人)				
添付書類	別添のとおり				

(認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

事業所	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号 - ) 県 郡市			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
	Email				
○設備に関する基準の確認に必要な事項					
食堂及び機能訓練室の合計面積		m <sup>2</sup>			
営業時間	単位ごとのサービス提供時間(送迎時間を除く) (① : ~ : ② : ~ : ③ : ~ : )				
利用定員	人(単位ごとの定員① 人② 人③ 人)				

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。  
 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。  
 3 機能訓練指導員については、生活相談員又は看護職員若しくは介護職員と兼務しない場合にはのみ記載してください。  
 4 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。

(別添)

付表2-2 認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所の指定に係る記載事項  
添付書類

	添付書類	参考様式
1	登記事項証明書又は条例等	
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1
3	管理者の経歴	参考様式2
4	平面図	参考様式3
5	設備・備品等一覧表	参考様式4
6	運営規程	
7	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式5
8	誓約書	参考様式6



付表3 小規模多機能型居宅介護事業所・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ			
	名称			
	所在地	(郵便番号 ー ) 県 郡市		
	連絡先	電話番号	FAX 番号	
	Email			
併設施設等	<input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護事業所 <input type="checkbox"/> 地域密着型特定施設 <input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 介護療養型医療施設 <input type="checkbox"/> 介護医療院			
管理者	フリガナ			
	氏名	住所 (郵便番号 ー )		
	生年月日			
	当該小規模多機能型居宅介護事業所で兼務する他の職種 (兼務の場合のみ記入)			
	併設する施設等の従業者との兼務 (兼務の場合のみ記入)	名称 兼務する職種 及び勤務時間等	事業所番号	
療協 機力 関医	名称			主な診療科名
	名称			主な診療科名
○人員に関する基準の確認に必要な事項				
従業者の職種・員数		介護従業者	うち看護職員	介護支援専門員
		専従	兼務	専従
常勤(人)				
非常勤(人)				
常勤換算後の人数(人)				
通いサービスの利用者数(推定数を記入)		人		
○設備に関する基準の確認に必要な情報				
居間及び食堂の合計面積		㎡		
個室以外の宿泊室の合計面積		㎡	宿泊サービスの利用定員から 個室の定員数を減じた数	㎡
登録定員		人		
通いサービスの利用定員		人		宿泊サービスの利用定員 人
建物の構造		<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> その他		
添付書類		別添のとおり		

(小規模多機能型居宅介護事業所・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項)

事業所	フリガナ			
	名称			
	所在地	(郵便番号 ー ) 県 郡市		
	連絡先	電話番号	FAX 番号	
	Email			
○設備に関する基準の確認に必要な情報				
居間及び食堂の合計面積		㎡		
個室以外の宿泊室の合計面積		㎡	宿泊サービスの利用定員から 個室の定員数を減じた数	㎡
登録定員		人		
通いサービスの利用定員		人		宿泊サービスの利用定員 人
建物の構造		<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> その他		

備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。  
 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。  
 3 「協力歯科医療機関」がある場合は、「協力医療機関」欄に併せて記載してください。  
 4 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。

(別添)

付表3 小規模多機能型居宅介護事業所・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定に係る記載事項 添付書類

	添付書類	参考様式
1	登記事項証明書又は条例等	
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1
3	管理者の経歴	参考様式2
4	平面図	参考様式3
5	設備・備品等一覧表	参考様式4
6	運営規程	
7	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式5
8	協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容	
9	介護老人福祉施設・介護老人保健施・病院等との連絡体制及び支援の体制の概要	
10	誓約書	参考様式6
11	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	参考様式7

**付表4 認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の指定に係る記載事項**

事業所	フリガナ						
	名称						
	所在地	(郵便番号 ー ) 県 都市					
	連絡先	電話番号			FAX 番号		
	Email						
管理者	フリガナ			住所			
	氏名						
	生年月日						
	当該事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)						
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合のみ記入)	名称			事業所番号		
	兼務する職種及び勤務時間等		-----				
協力医療機関	名称				主な診療科名		
	名称				主な診療科名		
○人員に関する基準の確認に必要な事項							
共同生活住居数	戸	①		②			
従業者の職種・員数	介護従業者		介護従業者		計画作成担当者		
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	常勤(人)						
	非常勤(人)						
常勤換算後の人数(人)							
利用者数(推定数を記入)	人	人	人	人			
利用定員		人	人	人			
○設備に関する基準の確認に必要な事項							
建物の構造	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> その他						
添付書類	別添のとおり						

備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。  
 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。  
 3 「協力歯科医療機関」がある場合は、「協力医療機関」欄に併せて記載してください。

(別添)

付表4 認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の指定に係る記載事項  
添付書類

	添付書類	参考様式
1	登記事項証明書又は条例等	
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1
3	管理者の経歴	参考様式2
4	平面図	参考様式3
5	設備・備品等一覧表	参考様式4
6	運営規程	
7	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式5
8	協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容	
9	介護老人福祉施設・介護老人保健施・病院等との連絡体制及び支援の体制の概要	
10	誓約書	参考様式6
11	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	参考様式7

付表5 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ										
	名称										
	所在地	(郵便番号 - ) 県 都市									
	連絡先	電話番号					FAX 番号				
		Email									
施設の区分 (該当に○)	有料老人ホーム					施設開設年月日					
	軽費老人ホーム					施設開設年月日					
	サービス付き高齢者向け住宅					施設開設年月日					
管理者	フリガナ					住所	(郵便番号 - )				
	氏名										
	生年月日										
	当該特定施設で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)										
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合記入)	名称					事業所番号				
	兼務する職種及び勤務時間等										
医療協力機関	名称					主な診療科名					
	名称					主な診療科名					
	名称					主な診療科名					
○人員に関する基準の確認に必要な事項											
従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員		計画作成担当者		
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	
	常勤(人)										
	非常勤(人)										
常勤換算後の人数(人)											
利用者数(推定数を記入)		人(前年の平均値、新規の場合は推定数を記入)									
要介護者		人									
○設備に関する基準の確認に必要な事項											
入居定員		人									
建物の構造		<input type="checkbox"/> 耐火建築物		<input type="checkbox"/> 準耐火建築物		<input type="checkbox"/> その他					
添付書類		別添のとおり									

備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。  
 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。

(別添)

付表5 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の指定に係る記載事項 添付書類

	添付書類	参考様式
1	登記事項証明書又は条例等	
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1
3	平面図	参考様式3
4	設備・備品等一覧表	参考様式4
5	運営規程	
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式5
7	協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容	
8	誓約書	参考様式6
9	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	参考様式7

付表6 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指定に係る記載事項

施設	フリガナ										
	名称										
	所在地	(郵便番号 - ) 県 都市									
	連絡先	電話番号			FAX 番号						
管理者	フリガナ			住所	(郵便番号 - )						
	氏名										
	生年月日										
	同一敷地内の他の事業所、施設又は本体施設の従業者との兼務 (兼務の場合のみ記入)	名称			事業所番号						
		兼務する職種及び勤務時間等									
本体施設の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	併設事業所の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
短期入所生活介護の実施の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	事業の実施形態		<input type="checkbox"/> 空床型 <input type="checkbox"/> 併設型						
療協 機力 関医	名称			主な診療科名							
	名称			主な診療科名							
○人員に関する基準の確認に必要な事項											
従業者の職種・員数				医師		生活相談員		介護職員		看護職員	
				専従	*兼務	専従	*兼務	専従	*兼務	専従	*兼務
地域密着型介護老人福祉施設及び短期入所生活介護従事人数	常勤(人)										
	非常勤(人)										
常勤換算後の人数(人)											
地域密着型介護老人福祉施設及び短期入所生活介護従事人数				栄養士		機能訓練指導員		介護支援専門員		栄養士を配置しない場合の措置	
				専従	*兼務	専従	*兼務	専従	*兼務		
地域密着型介護老人福祉施設及び短期入所生活介護従事人数	常勤(人)										
	非常勤(人)										
常勤換算後の人数(人)											
入所者数(推定数を記入)				人 短期入所利用者数(併設型の場合)				人(推定数を記入)			
○設備に関する基準の確認に必要な事項											
		地域密着型介護老人福祉施設				短期入所生活介護					
居室	1室の最大定員					人				人	
	入所者1人あたりの最小床面積					㎡				㎡	
食堂と機能訓練室の合計面積						㎡				㎡	
廊下	片廊下の幅					m				m	
	中廊下の幅					m				m	
入居定員										人	
添付書類		別添のとおり									

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。  
 2 「短期入所生活介護を実施している場合の事業の実施形態(空床型・併設型の別)」については、空床型・併設型のいずれか一方又は両方にチェックをしてください。  
 3 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。  
 4 従業員の職種・員数の「\*兼務」欄は、短期入所生活介護以外との兼務を行う職員について記載してください。  
 5 介護支援専門員に代えて介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある生活相談員等を配置する場合には、その員数は、「介護支援専門員等」欄に記載してください。  
 6 短期入所生活介護を実施していない場合は、短期入所生活介護の「設備に関する基準の確認に必要な事項」欄については、記載不要です。

(別添)

付表6 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指定に係る記載事項 添付書類

	添付書類	参考様式
1	登記事項証明書又は条例等	
2	特別養護老人ホームの認可証等の写	
3	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1
4	平面図	参考様式3
5	設備・備品等一覧表	参考様式4
6	本体施設の概要、本体施設との間の移動経路、方法及び移動時間	
7	併設する施設の概要	
8	運営規程	
9	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式5
10	協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容	
11	誓約書	参考様式6
12	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	参考様式7



付表 7 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ										
	名称										
	所在地	(郵便番号 ー ) 県 郡市									
	連絡先	電話番号					FAX番号				
		Email									
管理者	フリガナ					住所	(郵便番号 ー )				
	氏名										
	生年月日										
	他事業所の従業者との兼務の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		事業所の名称							
			兼務する職種及び勤務時間等								
連携する訪問看護事業所 (連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護を実施する場合のみ記載)			名称		(郵便番号 ー )						
			住所								
○人員に関する基準の確認に必要な事項											
従業者の職種・員数		訪問介護員等				オペレーター		看護職員		うち計画作成責任者	
		定期巡回サービス		随時訪問サービス							
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
		常勤(人)									
非常勤(人)											
常勤換算後の人数(人)											
添付書類		別添のとおり									

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

事業所	フリガナ										
	名称										
	所在地	(郵便番号 ー ) 県 郡市									
	連絡先	電話番号					FAX番号				
		Email									

備考 1 記入欄が不足する場合は、遮宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。  
 2 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。

(別添)

付表 7 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定に係る記載事項 添付書類

	添付書類	参考様式
1	登記事項証明書又は条例等	
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1
3	平面図	参考様式3
4	設備・備品等一覧表	参考様式4
5	運営規程	
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式5
7	誓約書	参考様式6

付表 8 複合型サービス事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ						
	名称						
	所在地	(郵便番号 ー ) 県 郡市					
	連絡先	電話番号			FAX番号		
	Email						
併設施設等	<input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護事業所 <input type="checkbox"/> 地域密着型特定施設 <input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 介護療養型医療施設						
訪問看護事業所の指定の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	種別	<input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 診療所 <input type="checkbox"/> 訪問看護ステーション				
	名称				事業所番号		
管理者	フリガナ				住所	(郵便番号 ー )	
	氏名						
	生年月日						
	事業所内の従業者との兼務の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(職種: )				
	他事業所の従業者との兼務の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	事業所の名称			事業所番号	
			兼務する職種及び勤務時間等				
療協機力関医	名称				主な診療科名		
	名称				主な診療科名		
○人員に関する基準の確認に必要な事項							
従業者の職種・員数							
		介護従事者		うち看護職員		介護支援専門員	
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤(人)							
非常勤(人)							
常勤換算後の人数(人)							
通いサービスの利用者数(推定数を記入)				人			
○設備に関する基準の確認に必要な事項							
居間及び食堂の合計面積				m <sup>2</sup>			
個室の宿泊室				室	うち床面積6.4m <sup>2</sup> 以上7.43m <sup>2</sup> 未満の宿泊室(病院又は診療所である場合)	室	
個室以外の宿泊室の合計面積				m <sup>2</sup>	宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数	人	
登録定員				人			
通いサービスの利用定員				人	宿泊サービスの利用定員	人	
建物の構造		<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> その他					
添付書類		別添のとおり					

(複合型サービス事業所を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項)

事業所	フリガナ						
	名称						
	所在地	(郵便番号 ー ) 県 郡市					
	連絡先	電話番号			FAX番号		
	Email						
○設備に関する基準の確認に必要な事項							
居間及び食堂の合計面積				m <sup>2</sup>			
個室の宿泊室				室	うち床面積6.4m <sup>2</sup> 以上7.43m <sup>2</sup> 未満の宿泊室(病院又は診療所である場合)	室	
個室以外の宿泊室の合計面積				m <sup>2</sup>	宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数	人	
登録定員				人			
通いサービスの利用定員				人	宿泊サービスの利用定員	人	
建物の構造		<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> その他					

備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。  
 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。  
 3 「協力歯科医療機関」がある場合は、「協力医療機関」欄に併せて記載してください。  
 4 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。

(別添)

付表 8 複合型サービス事業所の指定に係る記載事項 添付書類

	添付書類	参考様式
1	登記事項証明書又は条例等	
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1
3	平面図	参考様式3
4	設備・備品等一覧表	参考様式4
5	運営規程	
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式5
7	協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容	
8	介護老人福祉施設・介護老人保健施・病院等との連絡体制及び支援の体制の概要	
9	誓約書	参考様式6
10	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	参考様式7

付表 9 地域密着型通所介護(療養通所介護)事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号 - ) 県 郡市			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
		Email			
管理者	フリガナ	住所	(郵便番号 - )		
	氏名				
	生年月日				
	当該通所介護事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)				
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務(兼務の場合のみ記入)	名称			
	兼務する職種及び勤務時間等	-----			
○人員に関する基準の確認に必要な事項					
従業者の職種・員数		生活相談員	看護職員	介護職員	機能訓練指導員
常勤(人)					
非常勤(人)					
○設備に関する基準の確認に必要な事項					
食堂及び機能訓練室の合計面積			m <sup>2</sup>		
営業時間	単位ごとのサービス提供時間(送迎時間を除く)(① : ~ : ② : ~ : ③ : ~ : )				
利用定員	人(単位ごとの定員① 人 ② 人 ③ 人)				
添付書類	別添のとおり				

(地域密着型通所介護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合)

事業所	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号 - ) 県 郡市			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
		Email			
○設備に関する基準の確認に必要な事項					
食堂及び機能訓練室の合計面積			m <sup>2</sup>		
営業時間	単位ごとのサービス提供時間(送迎時間を除く)(① : ~ : ② : ~ : ③ : ~ : )				
利用定員	人(単位ごとの定員① 人 ② 人 ③ 人)				
添付書類	平面図				

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。  
 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。  
 3 機能訓練指導員については、生活相談員又は看護職員若しくは介護職員と兼務しない場合にのみ記載してください。  
 4 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。

(別添)

付表 9 地域密着型通所介護(療養通所介護)事業所の指定に係る記載事項 添付書類

	添付書類	参考様式
1	登記事項証明書又は条例等	
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1
3	平面図	参考様式3
4	運営規程	
5	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式5
6	誓約書	参考様式6

付表 10 指定居宅介護支援事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ			
	名称			
	所在地	(郵便番号 - ) 県 都市		
	連絡先	電話番号	FAX 番号	
		Email		
管理者	フリガナ		住所	(郵便番号 - )
	氏名			
	生年月日			
	当該居宅介護支援事業所における介護支援専門員との兼務の有無			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	同一敷地内の他の事業所 又は施設の従業者との兼務(兼務 の場合記入)	名称		
	兼務する職種 及び勤務時間等			
○人員に関する基準の確認に必要な事項				
従業者の職種・員数(人)		介護支援専門員		
		専従	兼務	
		常勤(人)		
非常勤(人)				
事業開始時の利用者の推定数				人
添付書類		別添のとおり		

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。  
 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。

(別添)

付表 10 指定居宅介護支援事業所の指定に係る記載事項

	添付書類	参考様式
1	登記事項証明書又は条例等	
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1
3	管理者の経歴	
4	平面図	参考様式3
5	運営規程	
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式5
7	関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容	
8	誓約書	参考様式6
9	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	参考様式7

備考

3「管理者の経歴」は、主任介護支援専門員研修修了証(経過措置期間中は介護支援専門員証の写し)を添付ください。



第2号様式

変更届出書

年 月 日

市(町・村)長 殿

開設者 住所  
(所在地)  
氏名  
(名称及び代表者氏名)

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業者番号						
指定内容を変更した事業所等		名称						
		所在地						
サービスの種類								
変更年月日		年 月 日						
変更があった事項(該当に○)		変更の内容						
	事業所(施設)の名称	(変更前)						
	事業所(施設)の所在地							
	申請者の名称							
	主たる事務所の所在地							
	代表者(開設者)の氏名、生年月日及び住所							
	登記事項証明書・条例等 (当該事業に関するものに限る。)							
	事業所(施設)の建物の構造、専用区画等							
	事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所	(変更後)						
	運営規程							
	協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関							
	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等 との連携・支援体制							
	本体施設、本体施設との移動経路等							
	併設施設の状況等							
	介護支援専門員の氏名及びその登録番号							

備考 変更内容が分かる書類を添付してください。

第2号の2様式

再開届出書

年 月 日

市(町・村)長 殿

住所

開設者 (所在地)

氏名

(名称及び代表者氏名)

印

次のとおり事業を再開しましたので届け出ます。

介護保険事業者番号	
再開した事業所	名称
	所在地
サービスの種類	
再開した年月日	年 月 日

備考 事業の再開に係る届出にあつては、従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)を添付してください。

第3号様式

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

市(町・村)長 殿

開設者 住所  
(所在地)  
氏名  
(名称及び代表者氏名)

印

次のとおり事業を廃止(休止)するので届け出ます。

介護保険事業者番号	
廃止(休止)する事業所	名称
	所在地
サービスの種類	
廃止・休止の別	廃止 ・ 休止
廃止・休止する年月日	年 月 日
廃止・休止する理由	
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置	
休止予定期間	休止日 ~ 年 月 日

備考 廃止又は休止する日の1月前までに届け出てください。



第5号様式

指定地域密着型サービス事業所  
 指定地域密着型介護予防サービス事業所  
 指定居宅介護支援事業所

指定更新申請書

年 月 日

市(町・村)長 殿

(名称)

申請者

(代表者の職名・氏名)

印

介護保険法に規定する事業所に係る指定の更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請しま

申 請 者	フリガナ 名称	-----		
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 ー ) 県 郡市		
	連絡先	電話番号		FAX番号
		Email		
	代表者の職名・氏 名・生年月日	職名		フリガナ 氏名
代表者の住所	(郵便番号 ー ) 県 郡市			
事 業 所	事業等の種類			
	指定有効期間満了日			
	フリガナ 名称	-----		
	所在地	(郵便番号 ー ) 県 郡市		
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき			
管 理 者	フリガナ 氏名	-----		生年月日
	住所	(郵便番号 ー ) 県 郡市		

別添 1 誓約書(参考様式6)  
 2 介護支援専門員一覧(参考様式7)

(参考)添付書類一覧

	添付すべき書類	夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護(介護予防)	小規模多機能型居宅介護(介護予防)	認知症対応型共同生活介護(介護予防)	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	複合型サービス	地域密着型通所介護	居宅介護支援	参考様式
		付表1	付表2	付表3	付表4	付表5	付表6	付表7	付表8	付表9	付表10	
1	登記事項証明書又は条例等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	特別養護老人ホームの認可証等の写						○					
3	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	参考様式1
4	管理者の経歴		○	○	○						☆	参考様式2
5	平面図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	参考様式3
6	設備等一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○			参考様式4
7	本体施設の概要、本体施設との間の移動経路、方法及び移動時間						○					
8	併設する施設の概要						○					
9	運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
10	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	参考様式5
11	協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容			○	○	○	○		○			
12	介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連絡体制及び支援の体制の概要			○	○				○			
13	関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容										○	
14	誓約書(介護保険法第78条の2第4項各号に該当しないことを誓約する書面)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	参考様式6
15	介護支援専門員の氏名及びその登録番号			○	○	○	○		○		○	参考様式7

備考 「☆」を付した欄の添付書類は、参考様式によらず、主任介護支援専門員研修修了証(経過措置期間中は介護支援専門員証の写し)を添付ください。

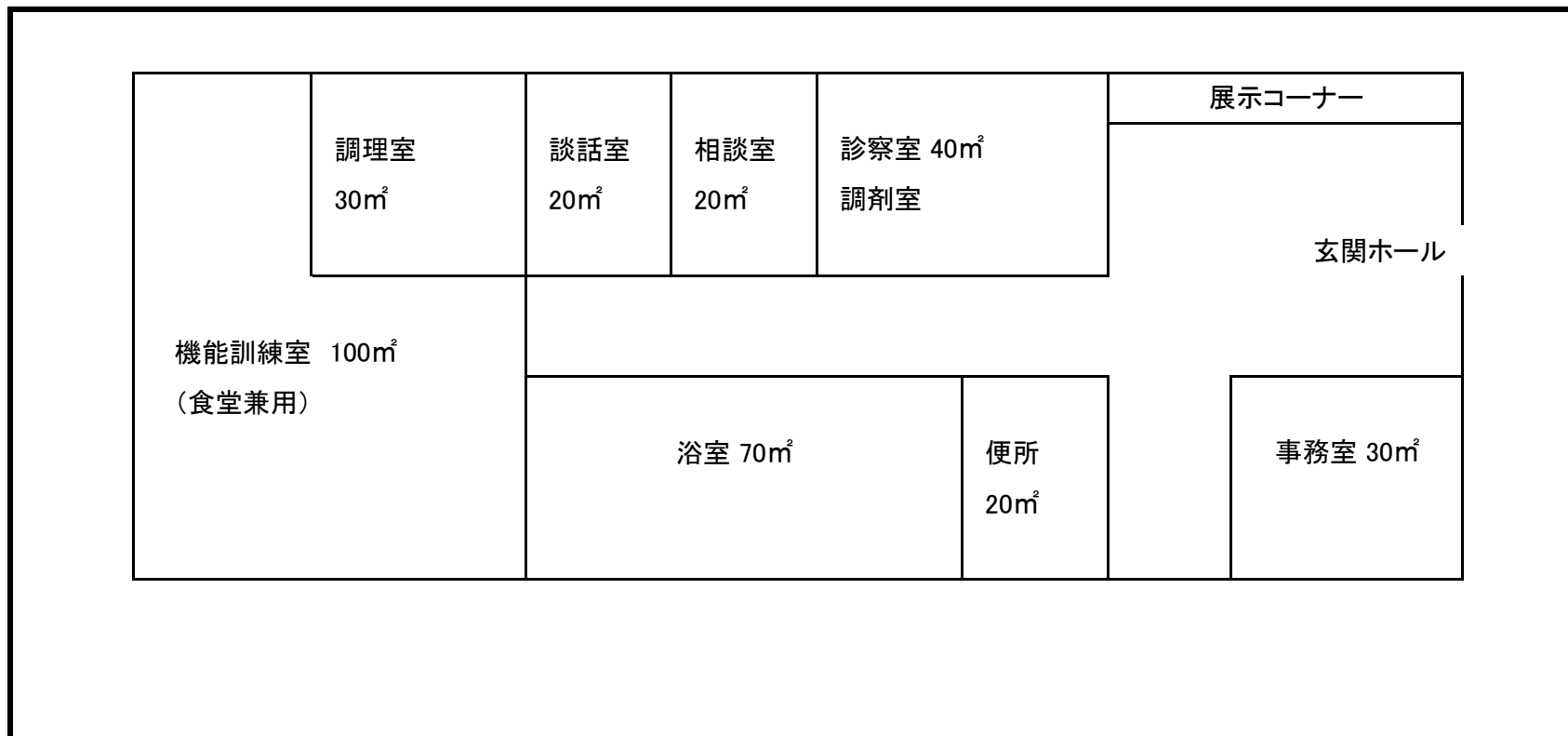






(参考様式3)  
平面図

事業所・施設の名称	
-----------	--



- 備考 1 必ずしも本様式によらず、各室の用途及び面積の分かるものであれば、既存の平面図等をもって提出書類として差し支えありません。
- 2 各室の用途及び面積を記載してください。
- 3 当該事業の専用部分と他との共用部分を色分けする等使用関係を分かり易く表示してください。



(参考様式5)

### 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	
申請するサービス種類	

措置の概要
1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置
2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
3 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等(居宅介護支援事業者の場合記入)
4 その他参考事項

備考 上の事項は例示であり、これにかかわらず苦情処理に係る対応方針を具体的に記してください。

(参考様式6)

## 誓約書

年 月 日

市(町・村)長 殿

申請者 (名称)

\_\_\_\_\_  
(代表者の職名・氏名)

\_\_\_\_\_  
印

申請者が別紙のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

<input type="checkbox"/>	別紙①: 地域密着型サービス事業所向け
<input type="checkbox"/>	別紙②: 居宅介護支援事業所向け
<input type="checkbox"/>	別紙③: 地域密着型介護予防サービス事業所向け

(該当に○)

(別紙①: 地域密着型サービス事業所向け)  
介護保険法第78条の2第4項

- 一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長（以下この条において「所在地市町村長」という。）の同意を得ていないとき。
  - 四の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 六 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
  - 六の二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の三 申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 七 申請者が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
  - 七の二 前号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 八 申請者が、指定の申請前五年以内に居室サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 九 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十一 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 十二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

(別紙②: 居宅介護支援事業所向け)  
介護保険法第79条第2項

- 一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の介護支援専門員の人員が、第八十一条第一項の市町村の条例で定める員数を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第八十一条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な居宅介護支援事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 三の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 四 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 四の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 四の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 五 申請者が、第八十四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 五の二 申請者と密接な関係を有する者が、第八十四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六 申請者が、第八十四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第八十二条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 六の二 申請者が、第八十三条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第八十四条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通じた場合における当該特定の日をいう。）までの間に第八十二条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 六の三 第六号に規定する期間内に第八十二条第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 八 申請者が、法人で、その役員等のうちに第三号の二から第五号まで又は第六号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 九 申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第三号の二から第五号まで又は第六号から第七号までのいずれかに該当する者であるとき。

(別紙③: 地域密着型介護予防サービス事業所向け)  
介護保険法第115条の12第2項

- 一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の従業員の知識及び技能並びに人員が、第百十五条の十四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業員に関する基準を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第百十五条の十四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。
- 四の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 六 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第百十五条の十九（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき、ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の二 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第百十五条の十九（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき、ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の三 申請者と密接な関係を有する者が、第百十五条の十九（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき、ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 七 申請者が、第百十五条の十九（第二号から第五号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七の二 前号に規定する期間内に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 八 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 九 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十一 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 十二 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

(参考様式7)

当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧

フリガナ 氏 名	介護支援専門員番号



別添

老 発 0629 第 3 号  
平成 30 年 6 月 29 日

都道府県知事  
各指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省老健局長  
( 公 印 省 略 )

「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」の公布等について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。  
介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 80 号。以下「改正省令」という。）については、本日公布され、平成 30 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）より施行することとしています。

改正省令の主な内容及び改正省令に関連する文書の取扱いについては、下記の通りですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し周知をお願いいたします。

## 記

### 第一 改正省令の概要

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）の一部改正

・指定申請に係る文書等を削減する観点から、介護保険サービスの指定等につき、以下の対応を行う。

#### 1 申請者又は開設者の定款、寄附行為等

申請者又は開設者の法人格を確認する趣旨で、「申請者（又は開設者）の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等」の提出を求めているが、法人格については直近の登記事項証明書のみで確認できるため、申請者又は開設者の定款、寄附行為等の項目を削除する。

（全サービス）

#### 2 事業所の管理者の経歴

事業所に適切に管理者を配置していることを確認するために提出を求めているが、経歴の情報が無くとも氏名、住所、生年月日の情報をもって配置が確認できるため、事業所の管理者の経歴の項目を削除する。

（（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護を除く各サービス）

#### 3 役員の氏名、生年月日及び住所

役員が欠格事由に該当しないことを確認する書類に付随して提出を求めているが、役員の氏名、生年月日及び住所の情報が無くとも代表者が誓約書にて誓約することをもって確認できるため、役員の氏名、生年月日及び住所の項目を削除する。

（全サービス）

#### 4 当該申請に係る事業に係る資産の状況

申請者が適切に事業を実施できることを確認するために資産の状況の提出を求めているものがあるが、指定基準（設備基準）を満たしているかについては「事業所の平面図（並びに設備及び備品の概要）」により確認できるため、当該申請に係る事業に係る資産の状況の項目を削除する。

（全サービス）

#### 5 当該申請に係る事業に係る各介護サービス事業費の請求に関する事項

申請者が適切に事業を実施できることを確認するために提出を求めているものであるが、介護給付費の請求手続きにおいてのみ求めることで足りるため、当該申請に係る事業に係る各介護サービス事業費の請求に関する事項の項目を削除する。

（（介護予防）福祉用具販売を除く各サービス）

#### 6 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

介護支援専門員の配置状況を確認するために提出を求めているものであるが、別途提出する従

業者の勤務態勢及び勤務形態にて配置状況を確認できるため、介護支援専門員の氏名及びその登録番号の項目を削除する。

(訪問介護、夜間対応型訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、(介護予防)福祉用具貸与、(介護予防)福祉用具販売、地域密着型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問看護介護を除く各サービス)

## 第二 その他の文書の削減について

第一の対応に加え、各介護保険サービスに係る指定の申請等に際しては、「事業所の平面図」や「建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。))並びに設備の概要」を記載した書類等を求める場合があるが、こうした書類等に付随して、写真を添付することを求める場合があるものと承知している。

「事業所の平面図」や「建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。))並びに設備の概要」については、各介護保険サービス事業所が各サービスの指定基準に則ってサービス提供ができるかを確認するためのものであることから、これに写真を付随させる場合についても、指定の設備基準として規定されている事項を確認するためのものに限り、添付させることとされたい。

## 第三 その他の事項について

上記のような指定申請に係る文書の削減に合わせて、今後、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定複合型サービス事業所、指定特定施設入居者生活介護事業所の指定に関する様式例について」(平成18年2月20日付事務連絡)及び「指定居宅サービス事業所等の指定等に関する参考様式(案)について」(平成18年2月28日付事務連絡)においてお示しした指定申請に係る参照様式について、現在、その改正を検討しているところ。改正後の参照様式については、施行日を目途にお示ししたいと考えているため、こうしたものも活用したうえで、手続きの簡略化に努めていただきたい。

以上

○厚生労働省令第八十号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)及び関係法令の規定に基づき、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月二十九日

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令

(介護保険法施行規則の一部改正)

第一条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
	<p>(指定訪問介護事業者に係る指定の申請等)</p> <p><b>第六十四条</b> 法第七十条第一項の規定に基づき訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>四 申請者の登記事項証明書又は条例等</p> <p>五・五の二 (略)</p> <p>六 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びにサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>七 七九 (略)</p> <p>十 (削る)</p> <p>十一 (削る)</p> <p>十一 (略)</p>	<p>(指定訪問介護事業者に係る指定の申請等)</p> <p><b>第六十四条</b> 法第七十条第一項の規定に基づき訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等</p> <p>五・五の二 (略)</p> <p>六 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>七 七九 (略)</p> <p>十 当該申請に係る事業に係る資産の状況</p> <p>十一 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項</p> <p>十二 (略)</p> <p>十三 役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>十四 (略)</p>

2 法第七十条の二第一項の規定に基づき訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第九号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定に基づき第三百三十条の四第一号に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

一・四 (略)

(削る)

(指定訪問入浴介護事業者に係る指定の申請等)

第百十五條 法第七十条第一項の規定に基づき訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 申請者の登記事項証明書又は条例等

五・六 (略)

七 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

八・十 (略)

十一 (削る)

十二 (削る)

十三 (削る)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第百十五條の二第一項の規定に基づき介護予防訪問入浴介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 法第七十条の二第一項の規定に基づき訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定に基づき第三百三十条の四第一号に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

一・四 (略)

五 障害者総合支援法施行規則第三十四条の七第一項第十号 第一項第十号

(指定訪問入浴介護事業者に係る指定の申請等)

第百十五條 法第七十条第一項の規定に基づき訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五・六 (略)

七 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八・十 (略)

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 (略)

十三 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

十四 (略)

十五 役員(略)の氏名、生年月日及び住所

十六 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第百十五條の二第一項の規定に基づき介護予防訪問入浴介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十四号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。  
(指定訪問看護事業者に係る指定の申請等)

**第百十六条** 法第七十条第一項の規定に基づき訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 申請者の登記事項証明書又は条例等(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。)

五～十一 (略)

(削る)

十二 (略)

(削る)

十三 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問看護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。  
(指定訪問リハビリテーション事業者に係る指定の申請等)

**第百十七条** 法第七十条第一項の規定に基づき訪問リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 申請者の登記事項証明書又は条例等(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。)

五～十 (略)

(削る)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。  
(指定訪問看護事業者に係る指定の申請等)

**第百十六条** 法第七十条第一項の規定に基づき訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。)

五～十一 (略)

十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

十四 (略)

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

十六 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問看護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十四号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。  
(指定訪問リハビリテーション事業者に係る指定の申請等)

**第百十七条** 法第七十条第一項の規定に基づき訪問リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。)

五～十 (略)

十一 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

- 十一 (略)
- 十二 (略)
- 2 (略)
- 3 法第七十条の二第一項の規定に基づき訪問リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十一号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 一・二 (略)
- 4 (略)
- (指定居宅療養管理指導事業者に係る指定の申請等)
- 第百十八条 法第七十条第一項の規定に基づき居宅療養管理指導に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 一・三 (略)
- 四 申請者の登記事項証明書又は条例等(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときを除く。)
- 五・十 (略)
- 十一 (略)
- 十二 (略)
- 2 (略)
- 3 法第七十条の二第一項の規定に基づき居宅療養管理指導に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十一号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 一・二 (略)
- 4 (略)
- (指定通所介護事業者に係る指定の申請等)
- 第百十九条 法第七十条第一項の規定に基づき通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 一・三 (略)
- 四 申請者の登記事項証明書又は条例等
- 五 (略)
- 六 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 七・九 (略)
- 十 (略)
- 十一 (略)
- 十二 (略)

- 十二 (略)
- 十三 役員の氏名、生年月日及び住所
- 十四 (略)
- 2 (略)
- 3 法第七十条の二第一項の規定に基づき訪問リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 一・二 (略)
- 4 (略)
- (指定居宅療養管理指導事業者に係る指定の申請等)
- 第百十八条 法第七十条第一項の規定に基づき居宅療養管理指導に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 一・三 (略)
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときを除く。)
- 五・十 (略)
- 十一 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項
- 十二 (略)
- 十三 役員の氏名、生年月日及び住所
- 十四 (略)
- 2 (略)
- 3 法第七十条の二第一項の規定に基づき居宅療養管理指導に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 一・二 (略)
- 4 (略)
- (指定通所介護事業者に係る指定の申請等)
- 第百十九条 法第七十条第一項の規定に基づき通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 一・三 (略)
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 (略)
- 六 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 七・九 (略)
- 十 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十一 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項
- 十二 (略)
- 十三 役員の氏名、生年月日及び住所
- 十四 (略)

2 法第七十条の二第一項の規定に基づき通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第九号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が児童福祉法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき第三十条の三に定める種類の障害児通所支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けている場合又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定に基づき第三十条の四第二号に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。ただし、当該指定又は当該指定の更新に係る事業所が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の区域内に所在する場合において、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者（指定障害児通所支援事業者の指定を受けている者に限る。）が次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該中核市の市長に提出しているときは、当該中核市の市長は、当該申請書の記載又は書類の提出は、指定障害児通所支援事業者の指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせることができる。

一・四 (略)

(削る)

(指定通所リハビリテーション事業者に係る指定の申請等)

第二百二十条 法第七十条第一項の規定に基づき通所リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。）

五・十 (略)

(削る)

十一 (略)

(削る)

十二 (略)

2 (略)

2 法第七十条の二第一項の規定に基づき通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が児童福祉法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき第三十条の三に定める種類の障害児通所支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けている場合又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定に基づき第三十条の四第二号に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。ただし、当該指定又は当該指定の更新に係る事業所が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の区域内に所在する場合において、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者（指定障害児通所支援事業者の指定を受けている者に限る。）が次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該中核市の市長に提出しているときは、当該中核市の市長は、当該申請書の記載又は書類の提出は、指定障害児通所支援事業者の指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせることができる。

一・四 (略)

(削る)

(指定通所リハビリテーション事業者に係る指定の申請等)

第二百二十条 法第七十条第一項の規定に基づき通所リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。）

五・十 (略)

十一 (略)

十二 (略)

十三 役員の氏名、生年月日及び住所

十四 (略)

2 (略)



3 法第七十条の二第一項の規定に基づき通所リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十一号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4 (略)

(指定短期入所生活介護事業者に係る指定の申請等)

第二百一十一条 法第七十条第一項の規定に基づき短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 申請者の登記事項証明書又は条例等

五～七 (略)

八 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

九～十一 (略)

十二 (略)

十三 (略)

十四 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第一百五十五条の二第一項の規定に基づき介護予防短期入所生活介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十三号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

5 第一項及び第三項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定に基づき第三十条の四第三号に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

一～四 (略)

五 障害者総合支援法施行規則第三十四条の十一第一項第十三号 第一項第十二号

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき通所リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4 (略)

(指定短期入所生活介護事業者に係る指定の申請等)

第二百一十一条 法第七十条第一項の規定に基づき短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五～七 (略)

八 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

九～十一 (略)

十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三 (略)

十四 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

十五 (略)

十六 役員の名、生年月日及び住所

十七 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第一百五十五条の二第一項の規定に基づき介護予防短期入所生活介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十五号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

5 第一項及び第三項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定に基づき第三十条の四第三号に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

一～四 (略)

五 障害者総合支援法施行規則第三十四条の十一第一項第十二号 第一項第十三号

六 障害者総合支援法施行規則第三十四条の十一第一項第十三号 第一項第十三号

（指定短期入所療養介護事業者に係る指定の申請等）  
第二百二十二条 法第七十条第一項の規定に基づき短期入所療養介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。）

五～十一 (略)

(削る)

十二 (略)

(削る)

十三 (略)

2 (略)

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき短期入所療養介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 (略)

（指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請等）

第二百二十三条 法第七十条第一項の規定に基づき特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 申請者の登記事項証明書又は条例等

五・六 (略)

七 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

八～十 (略)

(削る)

十一・十二 (略)

(削る)

十三 (略)

(削る)

(削る)

十四 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第十五条の二第一項の規定に基づき介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定短期入所療養介護事業者に係る指定の申請等）  
第二百二十二条 法第七十条第一項の規定に基づき短期入所療養介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。）

五～十一 (略)

十二 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

十三 (略)

十四 役員（略）の氏名、生年月日及び住所

十五 (略)

2 (略)

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき短期入所療養介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十三号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 (略)

（指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請等）

第二百二十三条 法第七十条第一項の規定に基づき特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五・六 (略)

七 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八～十 (略)

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二・十三 (略)

十四 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

十五 (略)

十六 役員（略）の氏名、生年月日及び住所

十七 介護支援専門員（介護支援専門員として業務を行う者に限る。以下この章及び第四百四十条の四十五において同じ。）の氏名及びその登録番号

十八 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第十五条の二第一項の規定に基づき介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十三号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定福祉用具貸与事業者に係る指定の申請等)

第二百二十四条 法第七十条第一項の規定に基づき福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 申請者の登記事項証明書又は条例等

五・六 (略)

七 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

八・十一 (略)

(削る)

(削る)

十二 (略)

十三 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第十五条の二第一項の規定に基づき介護予防福祉用具貸与に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定特定福祉用具販売事業者に係る指定の申請等)

第二百二十五条 法第七十条第一項の規定に基づき特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 申請者の登記事項証明書又は条例等

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十五号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定福祉用具貸与事業者に係る指定の申請等)

第二百二十四条 法第七十条第一項の規定に基づき福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五・六 (略)

七 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八・十一 (略)

十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

十四 (略)

十五 役員 の 氏 名、生年月日及び住所

十六 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第十五条の二第一項の規定に基づき介護予防福祉用具貸与に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定特定福祉用具販売事業者に係る指定の申請等)

第二百二十五条 法第七十条第一項の規定に基づき特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五・六 (略)  
七 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

八・十 (略)

十一 (略)

十二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第十五条の二第二項の規定に基づき特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第二項の規定に基づき特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十一号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(病院等による指定の申請における必要な書類等)

第二百二十六条 第百十六條から第百十八條まで、第百二十條又は第百二十二條の申請を行う者が、病院又は診療所において当該申請に係る事業を行おうとするときは、当該申請に係る申請書に、当該病院にあつては使用許可証、当該診療所にあつては使用許可証又は届書、国の開設する当該病院又は当該診療所にあつては承認書又は通知書の写しを添付して行わなければならない。この場合において、当該申請を行う者は、第百十六條第一項第八号(管理者の免許証の写しに係る部分に限る。)に掲げる事項に関する書類を提出することを要しない。

2・3 (略)

4 第百二十一条の申請を行う者が、特別養護老人ホームにおいて当該申請に係る事業を行おうとするときは、当該申請に係る申請書に、当該特別養護老人ホームの設置について届出を行ったこと又は認可を受けたことを証する書類(第百三十一条の八第一項第五号、第百三十四条第一項第五号及び第百四十条の十五第四項において「特別養護老人ホームの認可証等」という。)を添付して行わなければならない。

(指定居宅サービス事業者の名称等の変更の届出等)

第百三十一条 指定居宅サービス事業者は、次の各号に掲げる指定居宅サービス事業者が行う居宅サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定居宅サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 訪問介護 第百十四條第一項第一号、第二号及び第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第七号までに掲げる事項

五・六 (略)  
七 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八・十 (略)

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 (略)

十三 役員の名、生年月日及び住所

十四 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第十五条の二第二項の規定に基づき特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十条の二第二項の規定に基づき特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(病院等による指定の申請における必要な書類等)

第二百二十六条 第百十六條から第百十八條まで、第百二十條又は第百二十二條の申請を行う者が、病院又は診療所において当該申請に係る事業を行おうとするときは、当該申請に係る申請書に、当該病院にあつては使用許可証、当該診療所にあつては使用許可証又は届書、国の開設する当該病院又は当該診療所にあつては承認書又は通知書の写しを添付して行わなければならない。この場合において、当該申請を行う者は、第百十六條第一項第八号(管理者の免許証の写しに係る部分に限る。)及び第十二号に掲げる事項に関する書類を提出することを要しない。

2・3 (略)

4 第百二十一条の申請を行う者が、特別養護老人ホームにおいて当該申請に係る事業を行おうとするときは、当該申請に係る申請書に、当該特別養護老人ホームの設置について届出を行ったこと又は認可を受けたことを証する書類(第百三十一条の八第一項第五号、第百三十四条第一項第五号及び第百四十条の十五第四項において「特別養護老人ホームの認可証等」という。)を添付して行わなければならない。この場合において、当該申請を行う者は、第百二十一条第一項第十二号に掲げる事項に関する書類を提出することを要しない。

(指定居宅サービス事業者の名称等の変更の届出等)

第百三十一条 指定居宅サービス事業者は、次の各号に掲げる指定居宅サービス事業者が行う居宅サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定居宅サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 訪問介護 第百十四條第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第七号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

二 訪問入浴介護 第百十五条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り）から第八号まで及び第十一号に掲げる事項

三 訪問看護 第百十六条第一項第一号、第二号及び第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り）から第九号までに掲げる事項

四 訪問リハビリテーション 第百十七条第一項第一号、第二号及び第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り）から第九号までに掲げる事項

五 居宅療養管理指導 第百十八条第一項第一号、第二号及び第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り）から第九号までに掲げる事項

六 通所介護 第百十九条第一項第一号、第二号及び第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り）から第七号までに掲げる事項

七 通所リハビリテーション 第百二十条第一項第一号、第二号及び第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り）から第八号までに掲げる事項

八 短期入所生活介護 第百二十一条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り）から第九号まで及び第十二号に掲げる事項（第七号に掲げるものについては、特別養護老人ホームにおいて行うときに係るものに限り）

九 短期入所療養介護 第百二十二条第一項第一号、第二号及び第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り）から第九号までに掲げる事項

十 特定施設入居者生活介護 第百二十三条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り）、第五号、第七号、第八号及び第十二号に掲げる事項

十一 福祉用具貸与 第百二十四条第一項第一号、第二号及び第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り）から第九号までに掲げる事項

十二 特定福祉用具販売 第百二十五条第一項第一号、第二号及び第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り）から第八号までに掲げる事項

2 前項の届出であつて、同項第六号から第十号までに掲げる居宅サービスの利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該居宅サービスに係る事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとする。

3・4 (略)

第百三十一条の二 (指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に係る指定の申請等)

法第七十八条の二 第一項の規定に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長（同項の規定に基づき指定を受けようとする地域密着型サービス事業を行う事業所の所在地の市町村以外の市町村（以下この条において「他の市町村」という。）の長から指定を受けようとする場合には、当該他の市町村の長。以下この節において同じ。）に提出しなければならない。ただし、法第七十八条の二第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者については、第四号から第九号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一 申請者の登記事項証明書又は条例等

二 訪問入浴介護 第百十五条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り）から第八号まで、第十二号、第十三号及び第十五号に掲げる事項

三 訪問看護 第百十六条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り）から第九号まで、第十三号及び第十五号に掲げる事項

四 訪問リハビリテーション 第百十七条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り）から第九号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

五 居宅療養管理指導 第百十八条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り）から第九号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

六 通所介護 第百十九条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り）から第七号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

七 通所リハビリテーション 第百二十条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り）から第八号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

八 短期入所生活介護 第百二十一条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り）から第九号まで、第十三号、第十四号及び第十六号に掲げる事項（第七号に掲げるものについては、特別養護老人ホームにおいて行うときに係るものに限り）

九 短期入所療養介護 第百二十二条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り）から第九号まで、第十二号及び第十四号に掲げる事項

十 特定施設入居者生活介護 第百二十三条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り）、第五号、第七号、第八号、第十三号、第十四号、第十六号及び第十七号に掲げる事項

十一 福祉用具貸与 第百二十四条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り）から第九号まで、第十三号及び第十五号に掲げる事項

十二 特定福祉用具販売 第百二十五条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限り）から第八号まで及び第十三号に掲げる事項

2 前項の届出であつて、同項第六号から第十号までに掲げる居宅サービスの利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該居宅サービスに係る事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとし、同項各号に掲げる居宅サービスに係る管理者の変更又は役員の変更に伴うものは誓約書を添付して行うものとする。

3・4 (略)

第百三十一条の二 (指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に係る指定の申請等)

法第七十八条の二 第一項の規定に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長（同項の規定に基づき指定を受けようとする地域密着型サービス事業を行う事業所の所在地の市町村以外の市町村（以下この条において「他の市町村」という。）の長から指定を受けようとする場合には、当該他の市町村の長。以下この節において同じ。）に提出しなければならない。ただし、法第七十八条の二第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者については、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

- 五 (略)
  - 六 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所  
七〇九 (略)
  - (削る)
  - (削る)
  - 十 (略)
  - 十一 (削る)
  - 十二 (略)
  - 十三 (略)
  - 十四 (略)
  - 十五 (略)
  - 16 法第七十八條の十二において準用する法第七十條の二第一項の規定に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。
  - 一・二 (略)
  - 3 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第九号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- 第百三十一條の三 法第七十八條の二第一項の規定に基づき夜間対応型訪問介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。
- 一〇三 (略)
  - 四 申請者の登記事項証明書又は条例等
  - 五 (略)
  - 六 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所  
七〇九 (略)
  - (削る)
  - (削る)
  - 十 (略)
  - 十一 (削る)
  - 十二 (略)
  - 十三 (略)
  - 十四 (略)
  - 十五 (略)
  - 16 法第七十八條の十二において準用する法第七十條の二第一項の規定に基づき夜間対応型訪問介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。
  - 一・二 (略)
  - 3 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第九号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

- 五 (略)
  - 六 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴  
七〇九 (略)
  - 当該申請に係る事業に係る資産の状況
  - 十一 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項
  - 十二 (略)
  - 十三 役員(略)の氏名、生年月日及び住所
  - 十四 (略)
  - 十五 (略)
  - 16 法第七十八條の十二において準用する法第七十條の二第一項の規定に基づき夜間対応型訪問介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。
  - 一・二 (略)
  - 3 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- 第百三十一條の三 法第七十八條の二第一項の規定に基づき夜間対応型訪問介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。
- 一〇三 (略)
  - 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
  - 五 (略)
  - 六 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴  
七〇九 (略)
  - 当該申請に係る事業に係る資産の状況
  - 十一 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項
  - 十二 (略)
  - 十三 役員(略)の氏名、生年月日及び住所
  - 十四 (略)
  - 十五 (略)
  - 16 法第七十八條の十二において準用する法第七十條の二第一項の規定に基づき夜間対応型訪問介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。
  - 一・二 (略)
  - 3 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定地域密着型通所介護事業者に係る指定の申請等)

第三百三十一条の三の二 法第七十八条の二第一項の規定に基づき地域密着型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第九号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一～三 (略)

四 申請者の登記事項証明書又は条例等

五 (略)

六 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

七～九 (略)

(削る)

(削る)

十 (略)

十一 (削る)

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第一百五十五条の四五の五第一項の規定に基づき法第一百五十五条の四五第一項第一号口に規定する第一号通所事業(以下「第一号通所事業」という。)に係る指定事業者(法第一百五十五条の四五の三第一項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。)の指定を受けている場合において、既に当該市町村長に提出している前項第四号から第九号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十八条の十二において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき地域密着型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号に規定する事項(第三号及び第十号を除く。)に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第九号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

5 第一項及び第三項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が児童福祉法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき第三百三十一条の七に定める種類の障害児通所支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けている場合又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定に基づき第三百三十一条の八に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書

(指定地域密着型通所介護事業者に係る指定の申請等)

第三百三十一条の三の二 法第七十八条の二第一項の規定に基づき地域密着型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一～三 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 (略)

六 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

七～九 (略)

十 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項

十二 (略)

十三 役員(略)の氏名、生年月日及び住所

十四 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第一百五十五条の四五の五第一項の規定に基づき法第一百五十五条の四五第一項第一号口に規定する第一号通所事業(以下「第一号通所事業」という。)に係る指定事業者(法第一百五十五条の四五の三第一項に規定する「指定事業者」をいう。以下同じ。)の指定を受けている場合において、既に当該市町村長に提出している前項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十八条の十二において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき地域密着型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号に規定する事項(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

5 第一項及び第三項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が児童福祉法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき第三百三十一条の七に定める種類の障害児通所支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けている場合又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定に基づき第三百三十一条の八に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書

類を既に当該都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出は、これらの指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせることができる。ただし、当該指定又は当該指定の更新に係る事業所が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は中核市の区域内に所在する場合において、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該指定都市の市長又は当該中核市の市長に提出しているときは、当該指定都市の市長又は当該中核市の市長は、当該申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

一～四 (略)

（指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定の申請等）

**第三百三十一條の四** 法第七十八条の二第一項の規定に基づき認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者については、第四号から第九号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一～三 (略)

四 申請者の登記事項証明書又は条例等

五～九 (略)

(削る)

(削る)

十 (略)

十一 (削る)

十二 (略)

十三 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第一百五十二条の十二第一項の規定に基づき介護予防認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該市町村長に提出している前項第四号から第九号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十八条の十二において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号に規定する事項（第三号及び第十号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第九号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

類を既に当該都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出は、これらの指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせることができる。ただし、当該指定又は当該指定の更新に係る事業所が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は中核市の区域内に所在する場合において、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該指定都市の市長又は当該中核市の市長に提出しているときは、当該指定都市の市長又は当該中核市の市長は、当該申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

一～四 (略)

（指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定の申請等）

**第三百三十一條の四** 法第七十八条の二第一項の規定に基づき認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者については、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一～三 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五～九 (略)

十 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項

十二 (略)

十三 役員の名、生年月日及び住所

十四 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第一百五十二条の十二第一項の規定に基づき介護予防認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該市町村長に提出している前項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十八条の十二において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号に規定する事項（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。



(指定小規模多機能型居宅介護事業者に係る指定の申請等)  
第三百三十一条の五 法第七十八条の二第一項の規定に基づき小規模多機能型居宅介護に係る指定

地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者については、第四号から第十二号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一～三 (略)  
四 申請者の登記事項証明書又は条例等

五～十 (略)

十一・十二 (略)

十三 (略)

十四 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第一百五十二条の十二第一項の規定に基づき介護予防小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該市町村長に提出している前項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十八条の十二において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号に規定する事項(第三号及び第十三号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定の申請等)  
第三百三十一条の六 法第七十八条の二第一項の規定に基づき認知症対応型共同生活介護に係る指

定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者については、第四号から第十二号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一～三 (略)  
四 申請者の登記事項証明書又は条例等

五～十 (略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業者に係る指定の申請等)  
第三百三十一条の五 法第七十八条の二第一項の規定に基づき小規模多機能型居宅介護に係る指定

地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者については、第四号から第十三号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一～三 (略)  
四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五～十 (略)

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二・十三 (略)

十四 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項

十五 (略)  
十六 役員の氏名、生年月日及び住所  
十七 介護支援専門員の氏名及びその登録番号  
十八 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第一百五十二条の十二第一項の規定に基づき介護予防小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該市町村長に提出している前項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第七十八条の十二において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号に規定する事項(第三号及び第十五号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定の申請等)  
第三百三十一条の六 法第七十八条の二第一項の規定に基づき認知症対応型共同生活介護に係る指

定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者については、第四号から第十三号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一～三 (略)  
四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五～十 (略)

- （削る）
- 十一・十二 （略）
- 十三 （削る）
- 十四 （削る）
- 十四 （略）
- 2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第百十五條の十二第一項の規定に基づき介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該市町村長に提出している前項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- 3 法第七十八條の十二において準用する法第七十條の二第一項の規定に基づき認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十三号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。
- 一・二 （略）
- 4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- （指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請等）
- 第百三十一條の七 法第七十八條の二第一項の規定に基づき地域密着型特定施設入居者生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十一号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。
- 一～三 （略）
- 四 申請者の登記事項証明書又は条例等
- 五・六 （略）
- 七 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 八～十 （略）
- 十一 （削る）
- 十二 （削る）
- 十三 （削る）
- 十三 （略）

- 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十二・十三 （略）
- 十四 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項
- 十五 （略）
- 十六 役員（略）の氏名、生年月日及び住所
- 十七 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
- 十八 （略）
- 2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第百十五條の十二第一項の規定に基づき介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該市町村長に提出している前項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- 3 法第七十八條の十二において準用する法第七十條の二第一項の規定に基づき認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十五号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。
- 一・二 （略）
- 4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- （指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請等）
- 第百三十一條の七 法第七十八條の二第一項の規定に基づき地域密着型特定施設入居者生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十二号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。
- 一～三 （略）
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五・六 （略）
- 七 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 八～十 （略）
- 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十二 （略）
- 十三 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項
- 十四 （略）
- 十五 役員（略）の氏名、生年月日及び住所
- 十六 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
- 十七 （略）

2 法第七十八条の十二において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき地域密着型特定施設入居者生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一・二 (略)

3 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請等)

第三百三十一条の八 法第七十八条の二第一項の規定に基づき地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る施設の開設の場所を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十四号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一・三 (略)

四 開設者の登記事項証明書又は条例等

五十三 (略)

十四 (略)

十五 (略)

十六 (略)

十七 (略)

十八 (略)

十九 (略)

二十 (略)

2 法第七十八条の十二において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十五号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一・二 (略)

3 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十四号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定複合型サービス事業者に係る指定の申請等)

第三百三十一条の八の二 法第七十八条の二第一項の規定に基づき複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十三号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一・三 (略)

2 法第七十八条の十二において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき地域密着型特定施設入居者生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一・二 (略)

3 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請等)

第三百三十一条の八 法第七十八条の二第一項の規定に基づき地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る施設の開設の場所を所管する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十五号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一・三 (略)

四 開設者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五十三 (略)

十四 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十五 (略)

十六 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項

十七 (略)

十八 役員の名、生年月日及び住所

十九 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

二十 (略)

2 法第七十八条の十二において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十七号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一・二 (略)

3 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十五号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定複合型サービス事業者に係る指定の申請等)

第三百三十一条の八の二 法第七十八条の二第一項の規定に基づき複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十四号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一・三 (略)

四 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する診療所であるときを除く。）

五十一（略）

（削る）

十二・十三（略）

（削る）

十四（略）

（削る）

（削る）

十五（略）

2 法第七十八条の十二において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号に規定する事項（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一・二（略）

3 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定地域密着型サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第百三十一条の十三 指定地域密着型サービス事業者は、次の各号に掲げる指定地域密着型サービス事業者が行う地域密着型サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定地域密着型サービス事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

一 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 第百三十一条の二の二第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に限る。）から第七号まで及び第十一号に掲げる事項

二 夜間対応型訪問介護 第百三十一条の三第一項第一号、第二号及び第四号（当該指定に係る事業に限る。）から第七号までに掲げる事項

三 地域密着型通所介護 第百三十一条の三の二第一項第一号、第二号及び第四号（当該指定に係る事業に限る。）から第七号までに掲げる事項

四 認知症対応型通所介護 第百三十一条の四第一項第一号、第二号及び第四号（当該指定に係る事業に限る。）から第七号までに掲げる事項

五 小規模多機能型居宅介護 第百三十一条の五第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に限る。）から第七号、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項

六 認知症対応型共同生活介護 第百三十一条の六第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に限る。）から第五号、第七号、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する診療所であるときを除く。）

五十一（略）

十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三・十四（略）

十五 当該申請に係る事業に係る地域密着型サービス費の請求に関する事項

十六（略）

十七 役員の名、生年月日及び住所

十八 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

十九（略）

2 法第七十八条の十二において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号に規定する事項（第三号及び第十六号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一・二（略）

3 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十四号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定地域密着型サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第百三十一条の十三 指定地域密着型サービス事業者は、次の各号に掲げる指定地域密着型サービス事業者が行う地域密着型サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定地域密着型サービス事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

一 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 第百三十一条の二の二第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に限る。）から第七号まで、第十一号、第十三号及び第十四号に掲げる事項

二 夜間対応型訪問介護 第百三十一条の三第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に限る。）から第七号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

三 地域密着型通所介護 第百三十一条の三の二第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に限る。）から第七号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

四 認知症対応型通所介護 第百三十一条の四第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に限る。）から第七号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

五 小規模多機能型居宅介護 第百三十一条の五第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に限る。）から第七号、第八号、第十二号から第十四号まで、第十六号及び第十七号に掲げる事項

六 認知症対応型共同生活介護 第百三十一条の六第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に限る。）から第五号、第七号、第八号、第十二号から第十四号まで、第十六号及び第十七号に掲げる事項

- 七 地域密着型特定施設入居者生活介護 第三百三十一条の七第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に限る。)、第五号、第七号、第八号及び第十一号に掲げる事項
- 八 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 第三百三十一条の八第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に限る。)、第六号から第八号まで、第十号、第十一号及び第十四号に掲げる事項
- 九 複合型サービス 第三百三十一条の八の二第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に限る。)、第五号、第六号、第八号、第九号、第十二号及び第十三号に掲げる事項
- 二 前項の届出であつて、同項第三号から第九号までに掲げる地域密着型サービスの利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該地域密着型サービスに係る事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとする。
- 三・四 (略)
- 三 四 (指定居宅介護支援事業者に係る指定の申請等)  
第三百三十二条 法第七十九条第一項の規定により指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定の申請に係る事業所の所在地の市町村長に提出しなければならない。
  - 一 一三 (略)
  - 二 申請者の登記事項証明書又は条例等
  - 三 五 十 (略)
  - 四 (削る)
  - 五 (削る)
  - 六 (削る)
  - 七 十二 (略)
  - 八 十三 (略)
- 二 法第七十九条の二第一項の規定に基づき指定居宅介護支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。
  - 一 一 二 (略)
- 三 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。  
(指定居宅介護支援事業者の名称等の変更の届出等)
- 第三百三十三条 指定居宅介護支援事業者は、第三百三十二条第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に限る。))から第六号まで及び第八号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

- 七 地域密着型特定施設入居者生活介護 第三百三十一条の七第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に限る。))、第五号、第七号、第八号、第十二号、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる事項
- 八 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 第三百三十一条の八第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に限る。))、第六号から第八号まで、第十号、第十一号、第十五号、第十六号、第十八号及び第十九号に掲げる事項
- 九 複合型サービス 第三百三十一条の八の二第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に限る。))、第五号、第六号、第八号、第九号、第十三号から第十五号まで、第十七号及び第十八号に掲げる事項
- 二 前項の届出であつて、同項第三号から第九号までに掲げる地域密着型サービスの利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該地域密着型サービスに係る事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとし、同項各号に掲げる地域密着型サービスに係る管理者の変更又は役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。
- 三・四 (略)
- 三 四 (指定居宅介護支援事業者に係る指定の申請等)  
第三百三十二条 法第七十九条第一項の規定により指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定の申請に係る事業所の所在地の市町村長に提出しなければならない。
  - 一 一三 (略)
  - 二 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
  - 三 五 十 (略)
  - 四 申請に係る事業に係る資産の状況
  - 五 十一 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス計画費の請求に関する事項
  - 六 十二 (略)
  - 七 十三 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス計画費の請求に関する事項
  - 八 十四 (略)
  - 九 十五 役員の名、生年月日及び住所
  - 十 十六 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
  - 十一 十七 (略)
- 二 法第七十九条の二第一項の規定に基づき指定居宅介護支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十四号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。
  - 一 一 二 (略)
- 三 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。  
(指定居宅介護支援事業者の名称等の変更の届出等)
- 第三百三十三条 指定居宅介護支援事業者は、第三百三十二条第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に限る。))から第六号まで、第八号、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

(指定介護老人福祉施設に係る指定の申請等)  
**第百三十四条** 法第八十六条第一項の規定により指定介護老人福祉施設の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定の申請に係る施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 一三 (略)
- 二 開設者の登記事項証明書又は条例等

五 一三 (略)

十三 (略)

十四 (略)

十五 (略)

十六 (略)

十七 (略)

2 法第八十六条の二第一項の規定に基づき指定介護老人福祉施設に係る指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十四号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 一三 (略)

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る施設が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十四号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定介護老人福祉施設の開設者の住所の変更の届出等)

**第百三十五条** 指定介護老人福祉施設の開設者は、第百三十四条第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第六号、第七号、第九号、第十号及び第十三号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定介護老人福祉施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

(介護老人保健施設の開設許可の申請等)

**第百三十六條** 法第九十四条第一項の規定による介護老人保健施設の開設の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該許可の申請に係る施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 一三 (略)

四 開設者の登記事項証明書又は条例等

五 一三 (略)

十四 (略)

十五 (略)

(指定介護老人福祉施設に係る指定の申請等)  
**第百三十四条** 法第八十六条第一項の規定により指定介護老人福祉施設の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定の申請に係る施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 一三 (略)
- 二 開設者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 一三 (略)

十三 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十四 (略)

十五 当該申請に係る事業に係る施設介護サービス費の請求に関する事項

十六 (略)

十七 役員の名、生年月日及び住所

十八 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

十九 (略)

2 法第八十六条の二第一項の規定に基づき指定介護老人福祉施設に係る指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十六号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 一三 (略)

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る施設が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十四号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定介護老人福祉施設の開設者の住所の変更の届出等)

**第百三十五条** 指定介護老人福祉施設の開設者は、第百三十四条第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第六号、第七号、第九号、第十号、第十四号、第十五号、第十七号及び第十八号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定介護老人福祉施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該指定介護老人福祉施設の開設者の役員又はその長の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

(介護老人保健施設の開設許可の申請等)

**第百三十六條** 法第九十四条第一項の規定による介護老人保健施設の開設の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該許可の申請に係る施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 一三 (略)

四 開設者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 一三 (略)

十四 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十五 (略)

十六 当該申請に係る事業に係る施設介護サービス費の請求に関する事項

十七 (略)

(削る)  
(削る)

十六 (略)

2 介護老人保健施設の開設者が、法第九十四条第二項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない事項は、前項第五号(敷地の面積及び平面図に係る部分に限る。)、第七号、第八号、第十一号(従業者の職種、員数及び職務内容並びに入所定員に係る部分に限る。)、及び第十四号(協力病院を変更しようとするときに係るものに限る。)、に掲げる事項とする。ただし、同項第十一号(入所定員に係る部分に限る。)、に掲げる事項を変更しようとする場合において、入所定員又は療養室の定員数を減少せよとするときは、許可を受けることを要しない。

3 法第九十四条の二第一項の規定に基づき介護老人保健施設の許可の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十五号を除く。)、に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該許可に係る施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る施設が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十四号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(介護老人保健施設の開設者の住所等の変更の届出等)

第百三十七条 介護老人保健施設の開設者は、第百三十六条第一項第一号、第二号、第四号(当該許可に係る事業に限るものに限る。)、第六号、第十号、第十一号(従業者の職種、員数及び職務の内容並びに入所定員(同条第二項ただし書に規定するときを除く。))に係る部分を除く。及び第十四号(協力病院を変更しようとするときに係るものを除く。))に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該介護老人保健施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

2・3 (略)

(介護医療院の開設許可の申請等)

第百三十八条 法第七十七条第一項の規定による介護医療院の開設の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該許可の申請に係る施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 開設者の登記事項証明書又は条例等

五・十三 (略)

(削る)

十四 (略)

(削る)

十五 (略)

(削る)

(削る)

十六 (略)

十八 役員の氏名、生年月日及び住所

十九 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

二十 (略)

2 介護老人保健施設の開設者が、法第九十四条第二項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない事項は、前項第五号(敷地の面積及び平面図に係る部分に限る。)、第七号、第八号、第十一号(従業者の職種、員数及び職務内容並びに入所定員に係る部分に限る。)、及び第十五号(協力病院を変更しようとするときに係るものに限る。))に掲げる事項とする。ただし、同項第十一号(入所定員に係る部分に限る。))に掲げる事項を変更しようとする場合において、入所定員又は療養室の定員数を減少せよとするときは、許可を受けることを要しない。

3 法第九十四条の二第一項の規定に基づき介護老人保健施設の許可の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十七号を除く。))に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該許可に係る施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る施設が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十五号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(介護老人保健施設の開設者の住所等の変更の届出等)

第百三十七条 介護老人保健施設の開設者は、第百三十六条第一項第一号、第二号、第四号(当該許可に係る事業に限るものに限る。)、第六号、第十号、第十一号(従業者の職種、員数及び職務の内容並びに入所定員(同条第二項ただし書に規定するときを除く。))に係る部分を除く。及び第十五号(協力病院を変更しようとするときに係るものを除く。))に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該介護老人保健施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該介護老人保健施設の開設者の役員又はその長の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2・3 (略)

(介護医療院の開設許可の申請等)

第百三十八条 法第七十七条第一項の規定による介護医療院の開設の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該許可の申請に係る施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 開設者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五・十三 (略)

十四 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十五 (略)

十六 当該申請に係る事業に係る施設介護サービス費の請求に関する事項

十七 (略)

十八 役員の氏名、生年月日及び住所

十九 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

二十 (略)

2 介護医療院の開設者が、法第七十七条第二項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない事項は、前項第五号（敷地の面積及び平面図に係る部分に限る。）、第七号、第八号、第十一号（従業者の職種、員数及び職務の内容並びに入所定員に係る部分に限る。）、及び第十四号（協力病院を変更しようとするときに係るものに限る。）、に掲げる事項とする。ただし、同項第十一号（入所定員に係る部分に限る。）、に掲げる事項を変更しようとする場合において、入所定員又は療養室の定員数を減少させようとするときは、許可を受けることを要しない。

3 法第八十八条第一項の規定に基づき介護医療院の許可の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十五号を除く。）、に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該許可に係る施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二（略）

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る施設が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十四号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（介護医療院の開設者の住所等の変更の届出等）

第百四十条の二の二 介護医療院の開設者は、第三百三十八条第一項第一号、第二号、第四号（当該許可に係る事業に関するものに限る。）、第六号、第十号、第十一号（従業者の職種、員数及び職務の内容並びに入所定員（同条第二項ただし書に規定するものを除く。）、に係る部分を除く。）、及び第十四号（協力病院を変更しようとするときに係るものを除く。）、に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該介護医療院の開設の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

2・3（略）

（指定介護予防訪問入浴介護事業者に係る指定の申請）

第百四十条の四 法第一百五十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問入浴介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～三（略）

四 申請者の登記事項証明書又は条例等

五・六（略）

七 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

八～十（略）

十一（削る）

十二（削る）

十三（削る）

十四（削る）

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項の規定に基づき訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

2 介護医療院の開設者が、法第七十七条第二項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない事項は、前項第五号（敷地の面積及び平面図に係る部分に限る。）、第七号、第八号、第十一号（従業者の職種、員数及び職務の内容並びに入所定員に係る部分に限る。）、及び第十五号（協力病院を変更しようとするときに係るものに限る。）、に掲げる事項とする。ただし、同項第十一号（入所定員に係る部分に限る。）、に掲げる事項を変更しようとする場合において、入所定員又は療養室の定員数を減少させようとするときは、許可を受けることを要しない。

3 法第八十八条第一項の規定に基づき介護医療院の許可の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十七号を除く。）、に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該許可に係る施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二（略）

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る施設が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十五号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（介護医療院の開設者の住所等の変更の届出等）

第百四十条の二の二 介護医療院の開設者は、第三百三十八条第一項第一号、第二号、第四号（当該許可に係る事業に関するものに限る。）、第六号、第十号、第十一号（従業者の職種、員数及び職務の内容並びに入所定員（同条第二項ただし書に規定するものを除く。）、に係る部分を除く。）、第十五号（協力病院を変更しようとするときに係るものを除く。）、第十六号、第十八号及び第十九号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該介護医療院の開設の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該介護医療院の開設者の役員又はその長の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2・3（略）

（指定介護予防訪問入浴介護事業者に係る指定の申請）

第百四十条の四 法第一百五十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問入浴介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～三（略）

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五・六（略）

七 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八～十（略）

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二（削る）

十三 当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項

十四（削る）

十五 役員（略）の氏名、生年月日及び住所

十六（略）

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項の規定に基づき訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。



3 法第百十五条の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問入浴介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定介護予防訪問看護事業者に係る指定の申請)

第百四十条の五 法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問看護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 申請者の登記事項証明書又は条例等(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。)

五・十一 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項に規定する訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第百十五条の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問看護に係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定介護予防訪問看護事業者に係る指定の申請)

第百四十条の六 法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問看護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 申請者の登記事項証明書又は条例等(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。)

3 法第百十五条の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問入浴介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十四号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定介護予防訪問看護事業者に係る指定の申請)

第百四十条の五 法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問看護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。)

五・十一 (略)

十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三 当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項

十四 (略)

十五 役員の名、生年月日及び住所

十六 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項に規定する訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第百十五条の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問看護に係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十四号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定介護予防訪問看護事業者に係る指定の申請)

第百四十条の六 法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防訪問看護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。)

- 五〇十 (略)
- (削る)
- 一〇一 (略)
- (削る)
- 一〇二 (略)
- 二 (略)
- 三 法第百十五條の十一において準用する法第七十條の二第一項の規定に基づき介護予防訪問リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十一号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 一・二 (略)
- 四 (略)
- 四 (指定介護予防居宅療養管理指導事業者に係る指定の申請)
- 第百四十條の七 法第百十五條の二第一項の規定に基づき介護予防居宅療養管理指導に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 一・三 (略)
- 四 申請者の登記事項証明書又は条例等(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときを除く。)
- 五〇十 (略)
- (削る)
- 一〇一 (略)
- (削る)
- 一〇二 (略)
- 二 (略)
- 三 法第百十五條の十一において準用する法第七十條の二第一項の規定に基づき介護予防居宅療養管理指導に係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十一号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 一・二 (略)
- 四 (略)
- 四 (指定介護予防通所リハビリテーション事業者に係る指定の申請)
- 第百四十條の九 法第百十五條の二第一項の規定に基づき介護予防通所リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 一・三 (略)
- 四 申請者の登記事項証明書又は条例等(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。)
- 五〇十 (略)
- (削る)

- 五〇十 (略)
- 一〇一 当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項
- (略)
- 一〇二 役員の名、生年月日及び住所
- (略)
- 一〇三 役員の名、生年月日及び住所
- (略)
- 二 (略)
- 三 法第百十五條の十一において準用する法第七十條の二第一項の規定に基づき介護予防居宅療養管理指導に係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 一・二 (略)
- 四 (略)
- 四 (指定介護予防通所リハビリテーション事業者に係る指定の申請)
- 第百四十條の九 法第百十五條の二第一項の規定に基づき介護予防通所リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 一・三 (略)
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。)
- 五〇十 (略)
- 一〇一 当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項

- 11 (略)
- (削る)
- 12 (略)
- 2 (略)
- 3 法第百十五条の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防通所リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十一号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。  
一・二 (略)
- 4 (略)
- 第百四十条の十 法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防短期入所生活介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。  
一・三 (略)
- 四 申請者の登記事項証明書又は条例等  
五・七 (略)
- 八 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所  
九・十一 (略)
- (削る)
- 十二 (略)
- (削る)
- 十三 (略)
- (削る)
- 十四 (略)
- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項の規定に基づき短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- 3 法第百十五条の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防短期入所生活介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十三号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。  
一・二 (略)
- 4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- 5 第一項及び第三項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定に基づき第百四十条の十七の五に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福

- 12 (略)
- 13 役員の氏名、生年月日及び住所
- 14 (略)
- 2 (略)
- 3 法第百十五条の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防通所リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。  
一・二 (略)
- 4 (略)
- 第百四十条の十 法第百十五条の二第一項の規定に基づき介護予防短期入所生活介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。  
一・三 (略)
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等  
五・七 (略)
- 八 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴  
九・十一 (略)
- 十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十三 (略)
- 十四 当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項
- 十五 (略)
- 十六 役員の氏名、生年月日及び住所
- 十七 (略)
- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項の規定に基づき短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- 3 法第百十五条の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防短期入所生活介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十五号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。  
一・二 (略)
- 4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- 5 第一項及び第三項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定に基づき第百四十条の十七の五に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福

社サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

一～四 (略)

(削る)

五 障害者総合支援法施行規則第三十四条の十一第一項第十三号 第一項第十二号

(指定介護予防短期入所療養介護事業者に係る指定の申請)

第四百十條の十一 法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防短期入所療養介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 申請者の登記事項証明書又は条例等(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。)

五～十一 (略)

(削る)

十二 (略)

(削る)

十三 (略)

(略)

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防短期入所療養介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十三号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～二 (略)

(略)

4 (指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請)

第四百十條の十二 法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 申請者の登記事項証明書又は条例等

五～六 (略)

七 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

八～十 (略)

(削る)

十一～十二 (略)

(削る)

十三 (略)

(削る)

十四 (略)

社サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

一～四 (略)

五 障害者総合支援法施行規則第三十四条の十一第一項第十二号 第一項第十二号

六 障害者総合支援法施行規則第三十四条の十一第一項第十三号 第一項第十三号

(指定介護予防短期入所療養介護事業者に係る指定の申請)

第四百十條の十一 法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防短期入所療養介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。)

五～十一 (略)

十二 当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項

(略)

十三 役員(略)の氏名、生年月日及び住所

十四 (略)

十五 (略)

(略)

3 法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防短期入所療養介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十三号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～二 (略)

(略)

4 (指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請)

第四百十條の十二 法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五～六 (略)

七 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八～十 (略)

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二～十三 (略)

十四 当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項

(略)

十六 役員(略)の氏名、生年月日及び住所

十七 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

十八 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項の規定に基づき特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第百十五條の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十三号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定介護予防福祉用具貸与事業者に係る指定の申請等)

第百四十條の十三 法第百十五條の二第一項の規定に基づき介護予防福祉用具貸与に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 申請者の登記事項証明書又は条例等

五・六 (略)

七 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

八・十一 (略)

(削る)

十二 (略)

(削る)

十三 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項の規定に基づき福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第百十五條の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防福祉用具貸与に係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項の規定に基づき特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第百十五條の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十五号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定介護予防福祉用具貸与事業者に係る指定の申請等)

第百四十條の十三 法第百十五條の二第一項の規定に基づき介護予防福祉用具貸与に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五・六 (略)

七 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八・十一 (略)

十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三 当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項

十四 (略)

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

十六 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項の規定に基づき福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第百十五條の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防福祉用具貸与に係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定特定介護予防福祉用具販売事業者に係る指定の申請等)  
**第四百四十条の十四** 法第百十五条の二第一項の規定に基づき指定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 申請者の登記事項証明書又は条例等

五・六 (略)

七 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

八～十 (略)

十一 (略)

十二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項の規定に基づき特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第百十五条の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき指定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十一号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(病院等による指定の申請における必要な書類等)

**第四百四十条の十五** 第四百四十条の五から第四百四十条の七まで、第四百四十条の九又は第四百四十条の十一の申請を行う者が、病院又は診療所において当該申請に係る事業を行うときは、

当該申請に係る申請書に、当該病院又は診療所において当該診療所にあつては使用許可証又は届書、国の開設する当該病院又は当該診療所にあつては承認書又は通知書の写しを添付して行わなければならない。この場合において、当該申請を行う者は、第四百四十条の五第一項第八号(管理者の免許証の写しに係る部分に限る。)に掲げる事項に関する書類を提出することを要しない。

2・3 (略)

4 第四百四十条の十の申請を行う者が、特別養護老人ホームにおいて当該申請に係る事業を行うとうとするときは、当該申請に係る申請書に、特別養護老人ホームの認可証等を添付して行わなければならない。

(指定介護予防サービス事業者の特例に係る介護予防サービスの種類)

**第四百四十条の十八** 法第百十五条の十一において準用する法第七十一条第一項の厚生労働省令で定める種類の介護予防サービスは、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護(療養病床を有する病院又は診療所により行われるものに限る。)とする。

(指定特定介護予防福祉用具販売事業者に係る指定の申請等)  
**第四百四十条の十四** 法第百十五条の二第一項の規定に基づき指定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五・六 (略)

七 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八～十 (略)

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 (略)

十三 役員(略)の氏名、生年月日及び住所

十四 (略)

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が法第七十条第一項の規定に基づき特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該都道府県知事に提出している前項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第百十五条の十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき指定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(病院等による指定の申請における必要な書類等)

**第四百四十条の十五** 第四百四十条の五から第四百四十条の七まで、第四百四十条の九又は第四百四十条の十一の申請を行う者が、病院又は診療所において当該申請に係る事業を行うときは、

当該申請に係る申請書に、当該病院又は診療所において当該診療所にあつては使用許可証又は届書、国の開設する当該病院又は当該診療所にあつては承認書又は通知書の写しを添付して行わなければならない。この場合において、当該申請を行う者は、第四百四十条の五第一項第八号(管理者の免許証の写しに係る部分に限る。)及び第十二号に掲げる事項に関する書類を提出することを要しない。

2・3 (略)

4 第四百四十条の十の申請を行う者が、特別養護老人ホームにおいて当該申請に係る事業を行うとうとするときは、当該申請に係る申請書に、特別養護老人ホームの認可証等を添付して行わなければならない。この場合において、当該申請を行う者は、第四百四十条の十第一項第十二号に掲げる事項に関する書類を提出することを要しない。

(指定介護予防サービス事業者の特例に係る介護予防サービスの種類)

**第四百四十条の十八** 法第百十五条の十一において準用する法第七十一条第一項の厚生労働省令で定める種類の介護予防サービスは、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションとする。

(介護予防サービス事業者の名称等の変更の届出等)  
第四百四十条の二十二 指定介護予防サービス事業者は、次の各号に掲げる指定介護予防サービス事業者が行う介護予防サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定介護予防サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 (略)

二 介護予防訪問入浴介護 第四百四十条の四第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第八号まで及び第十一号に掲げる事項

三 介護予防訪問看護 第四百四十条の五第一項第一号、第二号及び第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第九号までに掲げる事項

四 介護予防訪問リハビリテーション 第四百四十条の六第一項第一号、第二号及び第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第九号までに掲げる事項

五 介護予防居宅療養管理指導 第四百四十条の七第一項第一号、第二号及び第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第九号までに掲げる事項

六 (略)

七 介護予防通所リハビリテーション 第四百四十条の九第一項第一号、第二号及び第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第八号までに掲げる事項

八 介護予防短期入所生活介護 第四百四十条の十第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第九号まで及び第十二号に掲げる事項(第七号に掲げるものについては、特別養護老人ホームにおいて行うときに係るものに限る。)

九 介護予防短期入所療養介護 第四百四十条の十一第一項第一号、第二号及び第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第九号までに掲げる事項

十 介護予防特定施設入居者生活介護 第四百四十条の十二第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号及び第十二号に掲げる事項

十一 介護予防福祉用具貸与 第四百四十条の十三第一項第一号、第二号及び第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第九号までに掲げる事項

十二 特定介護予防福祉用具販売 第四百四十条の十四第一項第一号、第二号及び第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第八号までに掲げる事項

2 前項の届出であつて、同項第七号から第十号までに掲げる介護予防サービスの利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該介護予防サービスに係る事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとする。

3・4 (略)

(介護予防サービス事業者の名称等の変更の届出等)  
第四百四十条の二十二 指定介護予防サービス事業者は、次の各号に掲げる指定介護予防サービス事業者が行う介護予防サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定介護予防サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 (略)

二 介護予防訪問入浴介護 第四百四十条の四第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第八号まで、第十二号、第十三号及び第十五号に掲げる事項

三 介護予防訪問看護 第四百四十条の五第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第九号まで、第十三号及び第十五号に掲げる事項

四 介護予防訪問リハビリテーション 第四百四十条の六第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第九号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

五 介護予防居宅療養管理指導 第四百四十条の七第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第九号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

六 (略)

七 介護予防通所リハビリテーション 第四百四十条の九第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第八号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

八 介護予防短期入所生活介護 第四百四十条の十第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第九号まで、第十三号、第十四号及び第十六号に掲げる事項(第七号に掲げるものについては、特別養護老人ホームにおいて行うときに係るものに限る。)

九 介護予防短期入所療養介護 第四百四十条の十一第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第九号まで、第十二号及び第十四号に掲げる事項

十 介護予防特定施設入居者生活介護 第四百四十条の十二第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第七号、第八号、第十三号、第十四号、第十六号及び第十七号に掲げる事項

十一 介護予防福祉用具貸与 第四百四十条の十三第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第九号まで、第十三号及び第十五号に掲げる事項

十二 特定介護予防福祉用具販売 第四百四十条の十四第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第八号まで及び第十三号に掲げる事項

2 前項の届出であつて、同項第七号から第十号までに掲げる介護予防サービスの利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該介護予防サービスに係る事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとし、同項各号に掲げる介護予防サービスに係る管理者の変更又は役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

3・4 (略)





四 申請者の登記事項証明書又は条例等  
五〇十 (略)

(削る)  
十一・十二 (略)

(削る)  
十三 (略)

(削る)  
十四 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第七十八条の第二項の規定に基づき小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該市町村長に提出している前項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第十五条の二十一において準用する法第七十条の第二項の規定に基づき介護予防小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十三号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定の申請等)

第四百四十二条の二十六 法第十五条の十二第一項の規定に基づき介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、令第三十五条の十二において読み替えられた法第十五条の十二第七項において準用する法第七十八条の第二項第九項の規定により法第十五条の十二第二項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者については、第四号から第十二号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一・三 (略)

四 申請者の登記事項証明書又は条例等

五〇十 (略)

(削る)  
十一・十二 (略)

(削る)  
十三 (略)

(削る)  
十四 (略)

(削る)  
十五 (略)

(削る)  
十六 (略)

(削る)  
十七 (略)

(削る)  
十八 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等  
五〇十 (略)

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況  
十二・十三 (略)

十四 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護予防サービス費の請求に関する事項  
十五 (略)

十六 役員の氏名、生年月日及び住所  
十七 介護支援専門員の氏名及びその登録番号  
十八 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第七十八条の第二項の規定に基づき小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該市町村長に提出している前項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第十五条の二十一において準用する法第七十条の第二項の規定に基づき介護予防小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十五号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定の申請等)

第四百四十二条の二十六 法第十五条の十二第一項の規定に基づき介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、令第三十五条の十二において読み替えられた法第十五条の十二第七項において準用する法第七十八条の第二項第九項の規定により法第十五条の十二第二項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者については、第四号から第十三号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一・三 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五〇十 (略)

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二・十三 (略)

十四 当該申請に係る事業に係る地域密着型介護予防サービス費の請求に関する事項  
十五 (略)

十六 役員の氏名、生年月日及び住所

十七 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

十八 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第七十八条の第二項の規定に基づき認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該市町村長に提出している前項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第十五条の二十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十三号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の名称等の変更の届出等)

第四百四十条の三十 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、次の各号に掲げる指定地域密着型介護予防サービス事業者が行う地域密着型介護予防サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

一 介護予防認知症対応型通所介護 第四百四十条の二十四第一項第一号、第二号及び第四号(当該指定に係る事業に限る。)から第七号までに掲げる事項

二 介護予防小規模多機能型居宅介護 第四百四十条の二十五第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に限る。)、第五号、第七号、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項

三 介護予防認知症対応型共同生活介護 第四百四十条の二十六第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に限る。)、第五号、第七号、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項

2 前項の届出であつて、同項各号に掲げる地域密着型介護予防サービスの利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該地域密着型介護予防サービスに係る事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとする。

3・4 (略)

(指定介護予防支援事業者に係る指定の申請)

第四百四十条の三十二 法第十五条の二十二第一項の規定により指定介護予防支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定の申請に係る事業所の所在地の市町村長(同項の規定に基づき指定を受けようとする介護予防支援事業を行う事業所の所在地の市町村以外の市町村(以下この条において「他の市町村」という。))の長から指定を受けようとする場合には、当該他の市町村の長。以下この節において同じ。)に提出しなければならない。

一・三 (略)

四 申請者の登記事項証明書又は条例等

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第七十八条の第二項の規定に基づき認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けている場合において、既に当該市町村長に提出している前項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

3 法第十五条の二十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号(第三号及び第十五号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の名称等の変更の届出等)

第四百四十条の三十 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、次の各号に掲げる指定地域密着型介護予防サービス事業者が行う地域密着型介護予防サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

一 介護予防認知症対応型通所介護 第四百四十条の二十四第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に限る。)から第七号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

二 介護予防小規模多機能型居宅介護 第四百四十条の二十五第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に限る。)、第五号、第七号、第八号、第十二号から第十四号まで、第十六号及び第十七号に掲げる事項

三 介護予防認知症対応型共同生活介護 第四百四十条の二十六第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に限る。)、第五号、第七号、第八号、第十二号から第十四号まで、第十六号及び第十七号に掲げる事項

2 前項の届出であつて、同項各号に掲げる地域密着型介護予防サービスの利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該地域密着型介護予防サービスに係る事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとし、同項各号に掲げる地域密着型介護予防サービスに係る管理者の変更又は役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

3・4 (略)

(指定介護予防支援事業者に係る指定の申請)

第四百四十条の三十二 法第十五条の二十二第一項の規定により指定介護予防支援事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定の申請に係る事業所の所在地の市町村長(同項の規定に基づき指定を受けようとする介護予防支援事業を行う事業所の所在地の市町村以外の市町村(以下この条において「他の市町村」という。))の長から指定を受けようとする場合には、当該他の市町村の長。以下この節において同じ。)に提出なければならない。

一・三 (略)

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 (略)  
六 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所  
七、十 (略)

(削る)

十一 (略)

(削る)

十二 (略)

(削る)

十三 (略)

(略)

2 (略)

3 法第百十五条の三十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき指定介護予防支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に市町村長に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定介護予防支援事業者の名称等の変更の届出等)

第百四十条の三十七 指定介護予防支援事業者は、第百四十条の三十二第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第六号まで及び第八号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定介護予防支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

2・3 (略)

(法第百十五条の三十五第一項の厚生労働省令で定めるサービス)

第百四十条の四十三 (略)

2 前項の規定にかかわらず、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護(以下この条において「訪問看護等」という。)のうち、法第七十一条第一項本文の規定により居宅サービスに係る法第四十一条第一項本文の規定があつたものとみなされた病院等、法第七十二条第一項本文の規定により居宅サービスに係る法第四十一条第一項本文の規定があつたものとみなされた介護老人保健施設若しくは介護医療院又は法第百十五条の十一において準用する法第七十一条第一項本文及び第七十二条第一項本文の規定により、介護予防サービスに係る法第五十三条第一項本文の規定があつたものとみなされた病院等、介護老人保健施設若しくは介護医療院であつて、指定があつたものとみなされた日から起算して一年を経過しない者によって行われる訪問看護等については、法第百十五条の三十五第一項の厚生労働省令で定めるサービスとしない。

五 (略)  
六 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴  
七、十 (略)

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 (略)

十三 当該申請に係る事業に係る介護予防サービス計画費の請求に関する事項

十四 (略)

十五 役員の名、生年月日及び住所

十六 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

十七 (略)

2 (略)

3 法第百十五条の三十一において準用する法第七十条の二第一項の規定に基づき指定介護予防支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十四号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一・二 (略)

4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に市町村長に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(指定介護予防支援事業者の名称等の変更の届出等)

第百四十条の三十七 指定介護予防支援事業者は、第百四十条の三十二第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)から第六号まで、第八号、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定介護予防支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2・3 (略)

(法第百十五条の三十五第一項の厚生労働省令で定めるサービス)

第百四十条の四十三 (略)

2 前項の規定にかかわらず、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護(以下この条において「訪問看護等」という。)のうち、法第七十一条第一項本文の規定により居宅サービスに係る法第四十一条第一項本文の規定があつたものとみなされた病院等、法第七十二条第一項本文の規定により居宅サービスに係る法第四十一条第一項本文の規定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は法第百十五条の十一において準用する法第七十一条第一項本文及び第七十二条第一項本文の規定により、介護予防サービスに係る法第五十三条第一項本文の規定があつたものとみなされた病院等若しくは介護老人保健施設であつて、指定があつたものとみなされた日から起算して一年を経過しない者によって行われる訪問看護等については、法第百十五条の三十五第一項の厚生労働省令で定めるサービスとしない。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定介護療養型医療施設に係る指定の申請等)</p> <p><b>第四百四十条の六十三の五</b> 法第百十五條の四十五の五第一項の規定に基づき指定事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定を受けようとする市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号から第十二号までに掲げる事項の記載を要しないと当該市町村長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 申請者の登記事項証明書又は条例等</p> <p>五・六 (略)</p> <p>七 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所</p> <p>八～十 (略)</p> <p>十一 (削る)</p> <p>十二 (削る)</p> <p>十三 (削る)</p> <p>十四 (削る)</p> <p>十五 (略)</p>	<p>(指定事業者に係る指定の申請等)</p> <p><b>第四百四十条の六十三の五</b> 法第百十五條の四十五の五第一項の規定に基づき指定事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定を受けようとする市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号から第十五号までに掲げる事項の記載を要しないと当該市町村長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 (当該申請に係る施設が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。)</p> <p>五～十三 (略)</p> <p>十四 当該申請に係る事業に係る資産の状況</p> <p>十五 当該申請に係る事業に係る施設介護サービス費の請求に関する事項</p> <p>十六 (略)</p> <p>十七 役員 の氏名、生年月日及び住所</p> <p>十八 介護支援専門員 の氏名及びその登録番号</p> <p>十九 (略)</p>
<p>(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正)</p> <p><b>第二条</b> 健康保険法等の一部を改正する法律 (平成十八年法律第八十三号) 附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次の表のように改正する。</p>	<p>(傍線部分は改正部分)</p>
<p>3 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。</p> <p>2 法第百十五條の四十五の六第一項の規定に基づき指定事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号 (第三号及び第十一号を除く。) に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定を受けようとする市町村長に提出しなければならない。ただし、当該申請書又は書類のうち当該市町村長が認める申請書又は書類については、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>3 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。</p> <p>2 法第百十五條の四十五の六第一項の規定に基づき指定事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号 (第三号及び第十三号を除く。) に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定を受けようとする市町村長に提出しなければならない。ただし、当該申請書又は書類のうち当該市町村長が認める申請書又は書類については、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>11 当該申請に係る事業に係る資産の状況</p> <p>12 当該申請に係る事業に係る第一号事業支給費の請求に関する事項</p> <p>13 (略)</p> <p>14 役員 の氏名、生年月日及び住所</p> <p>15 (略)</p>

<p>2 法第七十七条の二第一項の規定に基づき指定介護療養型医療施設の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る施設が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。</p> <p>（指定介護療養型医療施設の開設者の住所等の変更の届出等）</p> <p><b>第四百十条</b> 指定介護療養型医療施設の開設者は、第百三十八条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第六号から第八号まで、第十号及び第十一号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定介護療養型医療施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。</p>	<p>2 法第七十七条の二第一項の規定に基づき指定介護療養型医療施設の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十六号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る施設が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十四号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。</p> <p>（指定介護療養型医療施設の開設者の住所等の変更の届出等）</p> <p><b>第四百十条</b> 指定介護療養型医療施設の開設者は、第百三十八条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第六号から第八号まで、第十号、第十一号、第十五号、第十七号及び第十八号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定介護療養型医療施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該指定介護療養型医療施設の開設者の役員又は管理者の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。</p>
--	---

（傍線部分は改正部分）

<p>（児童福祉法施行規則の一部改正）</p> <p><b>第三条</b> 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。</p>	<p>改 正 後</p> <p><b>第十八条の二十七（略）</b></p> <p>②・③（略）</p> <p>④ 第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新（児童発達支援に係るものに限る。次項において同じ。）を受けようとする者が介護保険法第七十条第一項の規定に基づき第十八条の三十五の三に定める種類の居宅サービスに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定に基づき第十八条の三十五の六に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 障害者総合支援法施行規則第三十四条の九第一項第七号 第一項第七号</p> <p>四（略）</p> <p>五 障害者総合支援法施行規則第三十四条の九第一項第十一号 第一項第十一号</p>
<p>改 正 前</p> <p><b>第十八条の二十七（略）</b></p> <p>②・③（略）</p> <p>④ 第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新（児童発達支援に係るものに限る。次項において同じ。）を受けようとする者が介護保険法第七十条第一項の規定に基づき第十八条の三十五の三に定める種類の居宅サービスに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定に基づき第十八条の三十五の六に定める種類の障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 介護保険法施行規則第百十九条第一項第六号又は障害者総合支援法施行規則第三十四条の九第一項第七号 第一項第七号</p> <p>四（略）</p> <p>五 介護保険法施行規則第百十九条第一項第十号又は障害者総合支援法施行規則第三十四条の九第一項第十一号 第一項第十一号</p>	

<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 自立支援給付</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給</p> <p>第一款 第三款 (略)</p> <p>第四款 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設(第三十四条の七)第三十 四条の二十六(十)</p> <p>第五款 (略)</p> <p>第三節 第七節 (略)</p> <p>第三章 第六章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定の申請等)</p> <p>第三十四条の七 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 第一項及び第三項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新(居宅介護又は重度訪問介護に係るものに限る。)を受けようとする者が介護保険法第七十条第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の四第一号に定める種類の居宅サービスに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。</p> <p>一 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第百十四条第一項第四号 第一項第四号</p>	<p>改正後</p> <p>⑤ 第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が介護保険法第七十八条の二第一項の規定に基づき第十八条の三十五の四に定める種類の地域密着型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けている場合又は同法第十五条の十二第一項の規定に基づき第十八条の三十五の五に定める種類の指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に市町村長に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出は、これらの指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせることができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 介護保険法施行規則第百三十一条の五第一項第七号、第百三十一条の八の二第一項第八号又は第百四十条の二十五第一項第七号 第一項第七号</p> <p>四 (略)</p> <p>(削る)</p>
<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 自立支援給付</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給</p> <p>第一款 第三款 (略)</p> <p>第四款 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設(第三十四条の七)第三十 四条の二十六(十)</p> <p>第五款 (略)</p> <p>第三節 第七節 (略)</p> <p>第三章 第六章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定の申請等)</p> <p>第三十四条の七 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 第一項及び第三項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新(居宅介護又は重度訪問介護に係るものに限る。)を受けようとする者が介護保険法第七十条第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の四第一号に定める種類の居宅サービスに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。</p> <p>一 介護保険法施行規則第百十四条第一項第四号 第一項第四号</p>	<p>改正前</p> <p>⑤ 第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が介護保険法第七十八条の二第一項の規定に基づき第十八条の三十五の四に定める種類の地域密着型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けている場合又は同法第十五条の十二第一項の規定に基づき第十八条の三十五の五に定める種類の指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に市町村長に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出は、これらの指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせることができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 介護保険法施行規則第百三十一条の三の二第一項第六号、第百三十一条の五第一項第七号、第百三十一条の八の二第一項第八号又は第百四十条の二十五第一項第七号 第一項第七号</p> <p>四 (略)</p> <p>五 介護保険法施行規則第百三十一条の三の二第一項第十号、第百三十一条の五第一項第十一号、第百三十一条の八の二第一項第十二号若しくは第百四十条の二十五第一項第十一号 第一項第十一号</p> <p>(傍線部分は改正部分)</p>

第四條 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)



4 第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が介護保険法第七十条第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の四第三号に定める種類の居室サービスに係る指定居室サービス事業者の指定を受けている場合又は同法第十五条の第二項の規定に基づき第三十四条の二十六の五に定める種類の介護予防サービスに係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

一・二 (略)

三 (略)

(削る)

四 介護保険法施行規則第二百一十一条第一項第十二号又は第四百四十条の十第一項第十二号 第一項第十三号

5 第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が介護保険法第七十八条の二第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の六第二号に定める種類の地域密着型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けている場合又は同法百十五条の十二第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の七に定める種類の地域密着型介護予防サービスに係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に市町村長に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出は、これらの指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせることができる。

- 一 介護保険法施行規則第三百一十一条の五第一項第四号、第三百一十一条の八の二第一項第四号
- 二 介護保険法施行規則第三百一十一条の五第一項第五号、第三百一十一条の八の二第一項第六号
- 三 介護保険法施行規則第三百一十一条の五第一項第六号、第三百一十一条の八の二第一項第八号
- 四 介護保険法施行規則第三百一十一条の五第一項第七号、第三百一十一条の八の二第一項第八号
- 五 介護保険法施行規則第三百一十一条の五第一項第九号、第三百一十一条の八の二第一項第十号
- 六 介護保険法施行規則第三百一十一条の五第一項第十号、第三百一十一条の八の二第一項第十号

五 介護保険法施行規則第三百一十一条の五第一項第十一号、第三百一十一条の八の二第一項第十二号又は第四百四十条の二十五第一項第十一号 第一項第十三号

(自立訓練(機能訓練)に係る指定の申請等)

第三十四条の十四 (略)

2・3 (略)

4 第三十四条の九第四項(指定居室サービス事業者に係る部分に限る。)及び第五項の規定は、自立訓練(機能訓練)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の申請に準用する。

4 第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が介護保険法第七十条第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の四第三号に定める種類の居室サービスに係る指定居室サービス事業者の指定を受けている場合又は同法第十五条の第二項の規定に基づき第三十四条の二十六の五に定める種類の介護予防サービスに係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

一・二 (略)

三 (略)

(削る)

四 介護保険法施行規則第二百一十一条第一項第八号又は第四百四十条の十第一項第八号 第一項第十二号

5 第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が介護保険法第七十八条の二第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の五第二号に定める種類の地域密着型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けている場合又は同法百十五条の十二第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の七に定める種類の地域密着型介護予防サービスに係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に市町村長に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出は、これらの指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせることができる。

- 一 介護保険法施行規則第三百一十一条の三の二第一項第四号、第三百一十一条の五第一項第四号
- 二 介護保険法施行規則第三百一十一条の三の二第一項第五号、第三百一十一条の五第一項第五号
- 三 介護保険法施行規則第三百一十一条の三の二第一項第六号、第三百一十一条の五第一項第七号
- 四 介護保険法施行規則第三百一十一条の三の二第一項第七号、第三百一十一条の五第一項第七号
- 五 介護保険法施行規則第三百一十一条の三の二第一項第八号、第三百一十一条の五第一項第九号
- 六 介護保険法施行規則第三百一十一条の三の二第一項第九号、第三百一十一条の五第一項第九号
- 七 介護保険法施行規則第三百一十一条の三の二第一項第十号、第三百一十一条の五第一項第十号
- 八 介護保険法施行規則第三百一十一条の三の二第一項第十一号、第三百一十一条の五第一項第十一号

六 介護保険法施行規則第三百一十一条の五第一項第十二号、第三百一十一条の八の二第一項第十三号若しくは第四百四十条の二十五第一項第十二号 第一項第十三号

(自立訓練(機能訓練)に係る指定の申請等)

第三十四条の十四 (略)

2・3 (略)

4 第三十四条の九第四項及び第五項の規定は、自立訓練(機能訓練)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の申請に準用する。



(自立訓練(生活訓練)に係る指定の申請等)  
第三十四条の十五 (略)

2・3 (略)

4 第三十四条の九第四項(指定居宅サービス事業者に係る部分に限る。)及び第五項の規定は、自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の申請に準用する。

第三十四条の二十六の四 法第四十一条の二第一項の厚生労働省令で定める居宅サービスの種類は、次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類に依りて当該各号に定める種類とする。

一 (略)

二 生活介護又は自立訓練 通所介護(介護保険法第八条第七項に規定する通所介護をいう。)

三 (略)

(高額障害福祉サービス等給付費の支給申請)

第六十五条の九の二 (略)

一・三 (略)

四 当該申請を行う支給決定障害者等と同一の世帯に属する当該支給決定障害者等以外の支給決定障害者等、補装具費支給対象障害者等(法第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。)、通所給付決定保護者(児童福祉法第六条の二の二第九項に規定する通所給付決定保護者をいう。)、又は入所給付決定保護者(同法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。であつて、同一の月に障害福祉サービス若しくは児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援若しくは同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を受けた又は補装具を購入若しくは修理をしたものの氏名、生年月日、個人番号及び受給者証番号、通所受給者証番号(児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第十八条の五第一項第一号に規定する通所受給者証番号をいう。)、入所受給者証番号(同令第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。))又は介護保険法による被保険者証の番号(介護保険法施行規則第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。第三項第一号において同じ。)

附 則

この省令は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、第一条中介護保険法施行規則第四百十条の十八の改正規定及び同令第四百十条の四十三第二項の改正規定並びに第四条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則目次の改正規定、同令第三十四条の七第五項第一号の改正規定、同令第三十四条の十一第四項各号列記以外の部分の改正規定、同条第五項各号列記以外の部分の改正規定、同項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定、同項第三号の改正規定、同項第四号の改正規定、同項第六号の改正規定(「第一項第十二号」を「第一項第十三号」に改める部分に限る。)、同令第三十四条の十四第四項の改正規定、同令第三十四条の十五第四項の改正規定、同令第三十四条の二十六の四第二号の改正規定及び同令第六十五条の九の二第一項第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

(自立訓練(生活訓練)に係る指定の申請等)  
第三十四条の十五 (略)

2・3 (略)

4 第三十四条の九第四項及び第五項の規定は、自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の申請に準用する。

第三十四条の二十六の四 法第四十一条の二第一項の厚生労働省令で定める居宅サービスの種類は、次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類に依りて当該各号に定める種類とする。

一 (略)

二 生活介護 通所介護(介護保険法第八条第七項に規定する通所介護をいう。)

三 (略)

(高額障害福祉サービス等給付費の支給申請)

第六十五条の九の二 (略)

一・三 (略)

四 当該申請を行う支給決定障害者等と同一の世帯に属する当該支給決定障害者等以外の支給決定障害者等、補装具費支給対象障害者等(法第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。)、通所給付決定保護者(児童福祉法第六条の二の二第九項に規定する通所給付決定保護者をいう。)、又は入所給付決定保護者(同法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。であつて、同一の月に障害福祉サービス若しくは児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援若しくは同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を受けた又は補装具を購入若しくは修理をしたものの氏名、生年月日、個人番号及び受給者証番号、通所受給者証番号(児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第十八条の五第一項第一号に規定する通所受給者証番号をいう。)、入所受給者証番号(同令第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。))又は介護保険法による被保険者証の番号(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。第三項第一号において同じ。)

2・4 (略)